



我が国の原産地規則

～一般特惠関税原産地規則(詳細)～

2025年 4月
財務省關稅局・稅關

-目次-

第1章 一般特恵関税原産地規則概論

第1節 一般特恵関税制度とは

1. 一般特恵関税制度とは	4
2. 特恵受益国等	5
3. 特恵関税対象品目と税率	6
4. 特恵関税の適用除外	7
5. 特恵関税の適用停止	8
6. 特恵関税の事後確認	9

第2節 一般特恵関税原産地規則とは

1. 特恵関税を適用するための条件	10
2. 一般特恵関税原産地規則に係る規定	11
3. 一般特恵関税原産地規則の構成	12

第2章 一般特恵関税原産地基準

第1節 導入

1. 一般特恵関税原産地基準の構成	14
2. 「原産地」の決定方法	15

第2節 一般特恵関税原産地基準

1. 完全生産品	18
2. 実質的変更基準を満たす产品	20
2.1. 関税分類変更基準	27
2.2. 加工工程基準	31
2.3. 付加価値基準	33
3. 実質的変更基準の例外	45
3.1. 自国関与基準	46
3.2. アセアン3カ国累積	49
3.3. 原産資格を与えることとならない作業	51
3.4. 繊維製品に対する僅少の非原産材料	53
4. (参考)「材料」の定義	55

第3章 積送基準

..... 59

第4章 手続的要件

1. 原産地証明書の提出等	64
2. 「積送基準を満たしていることを証する」書類	67
3. 原産地証明書の記載事項と留意点	71
4. 不備のある原産地証明書等の取扱いについて	87
5. 事前教示制度	88
6. 事後確認	90

【本資料について】

本資料では、基本となる概念に基づき、例となる規定を引用していますが、これらはあくまで参考であり、実際の事務処理に当たっては、関税暫定措置法等の関連する規定を参照して下さい。

第1章 一般特惠關稅原產地規則概論

一般特恵関税制度とは

開発途上国の輸出所得の増加や工業化を助長し、経済成長を高めるため、開発途上国を原産地とする特定の輸入物品について、一般の関税率より低い特恵関税を適用する制度

(関税暫定措置法第8条の2)

(参考) 関税暫定措置法第8条の2に規定する特恵関税制度は、EPA特恵関税制度と区別し、「一般特恵関税制度(GSP)」と呼ばれている。

GSP = Generalized System of Preferences

特恵受益国等(関税暫定措置法第8条の2第1項)

要件

- ・経済が開発の途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)
- ・関税について特別の便益を受けることを希望
- ・特恵関税を供与することが適當

具体的規定

- ・関税暫定措置法施行令第25条第1項及び財務省告示で規定
特恵受益国等: 130カ国・地域

特別特恵受益国(関税暫定措置法第8条の2第3項)

要件

- ・特恵受益国・地域のうち、
- ・国連総会の決議により後発開発途上国(LDC)とされている国・地域
- ・特恵関税について特別な便益を与えることが適當な国・地域

具体的規定

- ・関税暫定措置法施行令第25条第5項及び財務省告示で規定
特別特恵受益国: 44カ国

(参考) LDC: Least Developed Countries

第1章第1節 一般特恵関税制度とは 3. 特恵関税対象品目と税率

一般特恵対象品目

農水産品 HS1～24 (約2,500品目、うち有税約2,100品目)

原則：対象外

【ポジティブ・リスト方式】

別表第2：一般特恵の対象品目（約400品目）

鉱工業品 HS25～97 (約7,200品目、うち有税約4,300品目)

原則：無税・無枠 【ネガティブ・リスト方式】

別表第3：同表に基づく税率特恵有税品目（約1,100品目）

別表第5：特別特恵関税例外品目（約50品目）

別表第4：特恵関税例外品目（約1,000品目）

特別特恵対象品目

農水産品 HS1～24 (約2,500品目、うち有税約2,100品目)

鉱工業品 HS25～97 (約7,200品目、うち有税約4,300品目)

原則：無税・無枠

別表第5：特別特恵関税例外品目（約170品目）

別表第5：特別特恵関税例外品目（約50品目）

色のついている箇所が特恵関税の対象

品目数：9桁(細分)ベース

特恵関税の適用除外措置

(関税暫定措置法第8条の2第2項及び同法施行令第25条第3項並びに第4項)

- ・特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国等における経済発展の程度、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対するより一層の配慮、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国等については、特恵関税の適用対象から除外することとされている。

- (1) 高所得国に係る全面特恵適用除外措置（全面卒業）
- (2) 部分適用除外措置（部分卒業）
- (3) 国別・品目別特恵適用除外措置
- (4) 特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国

エスケープ・クローズ方式（関税暫定措置法第8条の3）

概要

- ∅ 特恵税率適用により対象物品の輸入が増加し、下記要件を満たした場合に、物品、期間、必要があるときは国・地域を指定して特恵関税の適用を停止

要件

- ∅ 特恵税率を適用したことにより、同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する我が国の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあること
- ∅ 当該産業を保護するために緊急に必要があること

これまで発動の実績なし

事後確認（関税暫定措置法第8条の4）

概要

- Ø 特恵税率を適用するためには、輸入する貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（特恵受益国原産品）である必要がある。「事後確認」とは、特恵税率にて輸入申告された貨物について、関税関係法令に基づき、輸入通関後にその貨物が特恵受益国原産品であるか否かについて確認を行うことをいう。
- Ø 事後確認は、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特恵税率の便益の適正な確保を目的としている。

第1章第2節 一般特恵関税原産地規則とは 1. 特恵関税を適用するための条件

特恵関税は、特恵受益国等を原産地とする物品(特恵受益国原産品)に限って適用される。

「一般特恵関税原産地規則」とは、特恵関税の適用を受けようとする物品が特恵受益国原産品であるかどうかを認定するための規則のこと。

特恵関税を適用するための条件

条件 一般特恵関税又は特別特恵関税

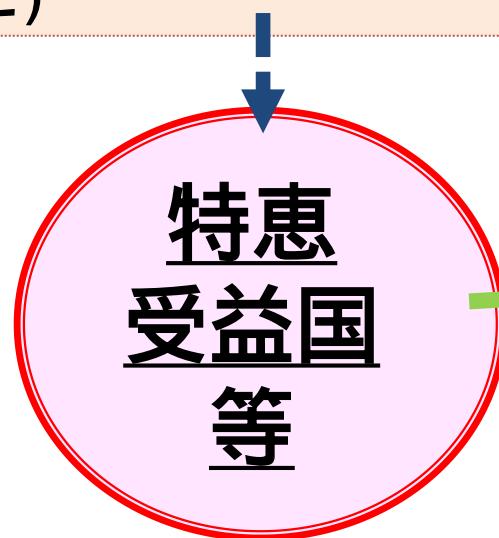
輸出入される物品に関し、**一般特恵関税又は特別特恵関税が設定されていること**

条件 原産地基準

生産された貨物が、特恵受益国原産品であると認められること
(= **原産地基準を満たしていること**)

条件 手続的要件

税關に対して、**原産地証明書**及び
(必要に応じ)運送要件証明書を提出
するなど、**必要な手続きを行うこと**



運送の途上で特恵受益国原産品としての資格を
失っていないこと(=原則として直送されることが
必要な**積送基準を満たしていること**)

第1章第2節一般特恵関税原産地規則とは 2. 一般特恵関税原産地規則に係る規定

主に、以下の規定を併せて一般特恵関税原産地規則と呼んでいる。

Ø 関税暫定措置法施行令

- ・ 第26条（原産地の意義）
- ・ 第27条（原産地の証明）
- ・ 第28条（原産地証明書の提出）
- ・ 第29条（原産地証明書の有効期間）
- ・ 第30条（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益国原産品についての証明）
- ・ 第31条（特恵対象物品の本邦への運送）

Ø 関税暫定措置法施行規則

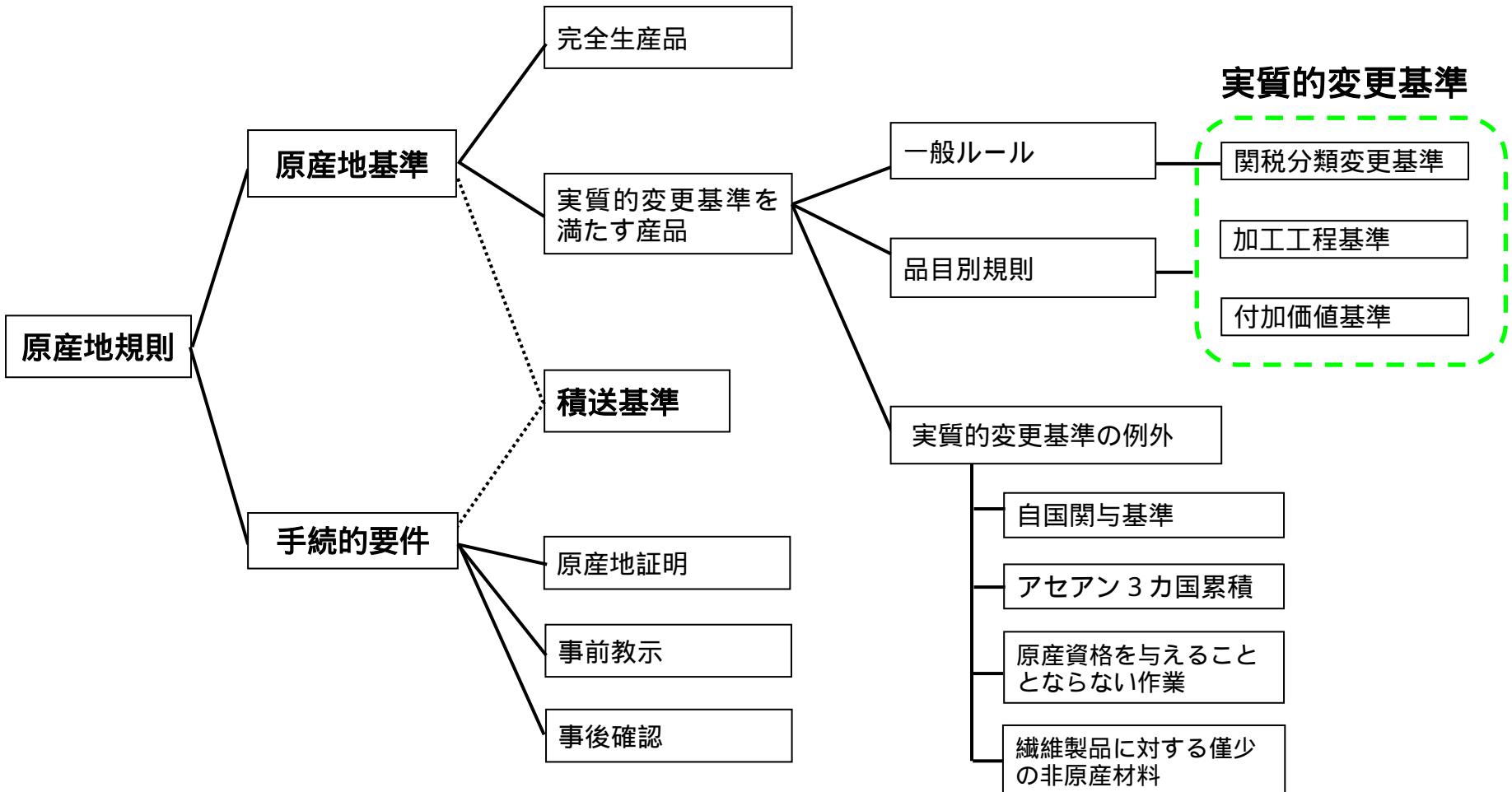
- ・ 第8条（完全に生産された物品の指定）
- ・ 第9条（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）
- ・ 第10条（原産地証明書等の様式）
- ・ 別表（第9条関係）《実質的変更基準 = 品目別規則》

Ø 関税暫定措置法基本通達

- ・ 基本通達 8 の 2 - 1 ~ 8 の 2 - 17

第1章第2節 一般特恵関税原産地規則とは 3. 一般特恵関税原産地規則の構成

一般特恵関税原産地規則は、大きく 原産地基準 手続的要件の2つから構成されている。



第2章 一般特惠関税原産地基準

第2章第1節 導入 1. 一般特恵関税原産地基準の構成

一般特恵関税原産地基準は、以下のように構成される。

原産地基準

完全生産品

一の特恵受益国等において完全に生産された物品である場合には、当該特恵受益国等を原産地とする物品と認められる。具体的には、暫定法規則第8条の各号に該当する物品。

実質的変更基準を満たす產品

非原産材料を原料・材料とする場合でも、一の特恵受益国等において、これに実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品である場合には、当該特恵受益国等を原産地とする物品と認められる。

関税分類変更基準

関税暫定措置法施行規則第9条及び同別表

最終產品の関税分類番号と、すべての非原産材料の関税分類番号とが異なることとなる(*)ような製造が行われれば、実質的変更が行われたとする考え方

加工工程基準

(*例外あり)

非原産材料を使用した最終產品について、特恵受益国等で、ある特定の加工工程が施されれば、実質的変更が行われたとする考え方

付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たせば、実質的変更が行われたとする考え方

実質的変更基準の例外

第2章第1節 導入 2. 「原産地」の決定方法

特恵受益国を「原産地」とする物品と認められるかどうかは、以下の2つの場合に基づいて考える。

產品の生産に

1 カ国のみが関与する場合

の場合：当該国が原産地 (完全生産品)

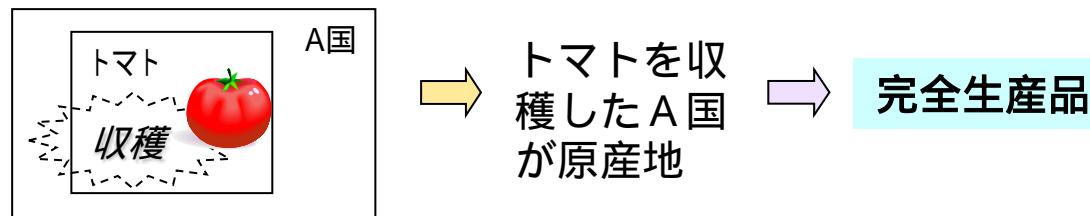
2 カ国以上が関与する場合

の場合：生産工程の中において「実質的な変更」が最後に起こった(又は「十分な変更」が起こった)国が原産地
(実質的変更基準を満たす产品)

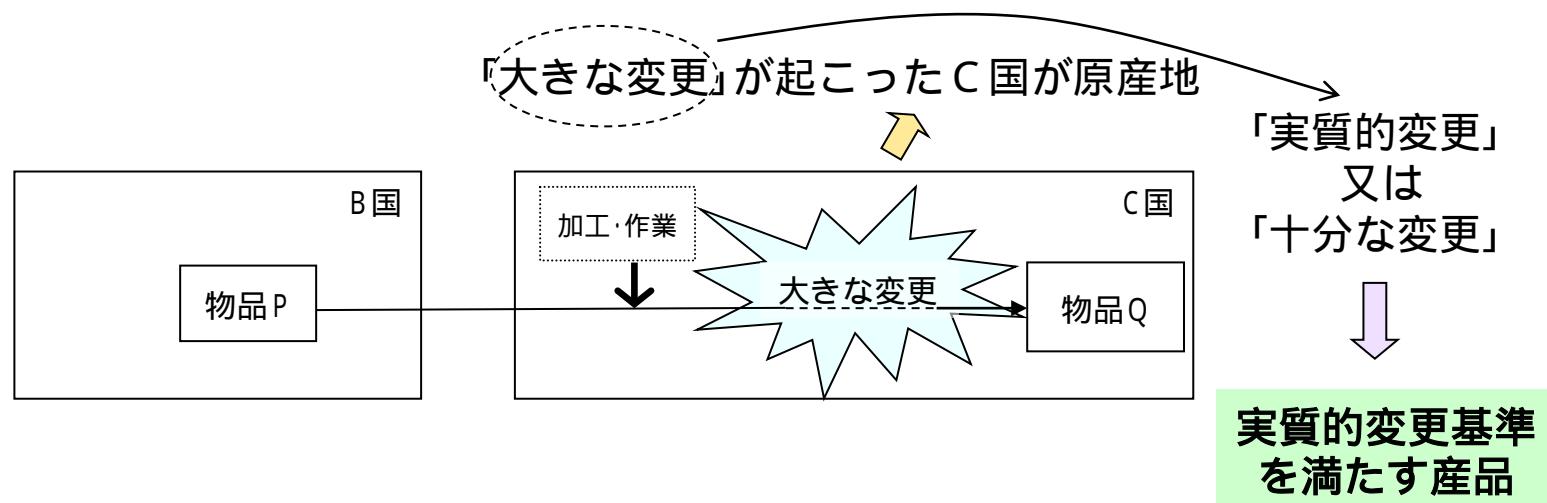
第2章第1節 導入 2. 「原産地」の決定方法

「完全生産品」「実質的変更基準を満たす产品」の2つの場合を図で表すと、以下のようなになる。

生産に1カ国のみが関与する場合



生産に2カ国以上が関与する場合



第2章第1節 導入 2.「原産地」の決定方法

関税暫定措置法施行令においては、「完全生産品」「実質的変更基準を満たす产品」について、以下の通り規定されている。

関税暫定措置法施行令

(原産地の意義)

第26条 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(以下「原産地」という。)をいう。

一 一の国又は地域(法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。)において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

完全生産品

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

実質的変更基準を満たす产品

第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 1. 完全生産品

「完全生産品」とは、一の特恵受益国等において完全に生産された物品のことであり、以下のように定義される。

完全生産品は、大きく以下の3つの類型に分けられる。

(1) 「完全生産品」の類型

「完全生産品」とは、その「生産」に1カ国のみ(*)が関与する(=その「生産」が1カ国で完結している)产品。

以下の3つの類型に分けられる。

タイプ1：農水産品・鉱業品の
一次產品

一次產品の採捕、収穫、
採掘等を「生産」と捉え
ている。

タイプ2：くず・廃棄物やそれら
から回収される物品

くず・廃棄物の発生・
回収等を「生産」と捉え
ている。

タイプ3：完全生産品のみから
生産される物品

完全生産品同士を組み
合わせても完全生産品
であるという概念。

(*) ここでは自国関与基準の規則は考慮しないものとする。

第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 1. 完全生産品

関税暫定措置法施行規則第8条の各号の規定に完全生産品の定義が示されている。完全生産品の定義は、前頁の3つの類型に分けられる。

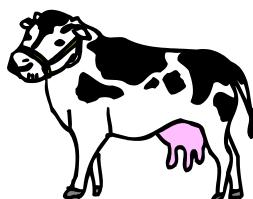
(2) 完全生産品の定義リスト

タイプ1 タイプ2 タイプ3

	項目	例示
一	一の国又は地域において採掘された鉱物性生産品	原油、石炭、岩塩等
二	一の国又は地域において収穫された植物性生産品	果物、野菜、切花等
三	一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限る。)	家畜等
四	一の国又は地域において動物(生きているものに限る。)から得られた物品	卵、牛乳、ハチミツ等
五	一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品	捕獲された野生動物等
六	一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物	公海で捕獲した魚等
七	一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品	工船上で製造した魚の干物等
八	一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの	運転が不可能な中古自動車等
九	一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず	木くず、金属の削りくず等
十	一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品	牛を屠殺して得られた牛肉等

产品(材料)

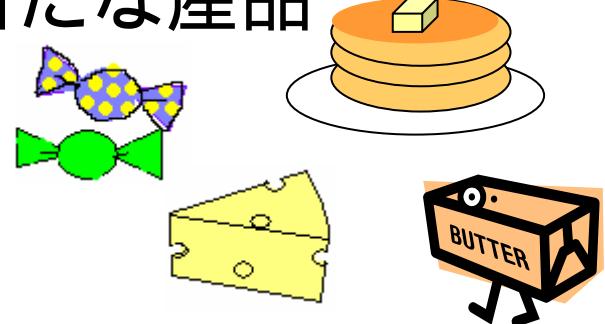
(非原産のもの)



加工等

大きな
変化

新たな产品



最初の产品と違う性質
を持っている产品

この「大きな変化」を「実質的変更」と呼び、
「実質的変更」が起こった国を原産地とする
考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。
そして、このような产品を「実質的変更基準
を満たす产品」と呼ぶ。

実質的変更基準の種類

- 「大きな変化」=「実質的変更」には、以下の3つのものが存在する。

(1) 関税分類変更基準

最終產品の関税分類番号と、すべての非原産材料の関税分類番号とが異なることとなる(*)のような製造が行われれば、実質的変更が行われたとする考え方

(2) 加工工程基準

非原産材料を使用した最終產品について、特恵受益国等で、ある特定の加工工程が施されれば、実質的変更が行われたとする考え方

(3) 付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たせば、実質的変更が行われたとする考え方

(*)例外あり

関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準の考え方 -

- 「大きな変化」 = 「実質的変更」があった国が原産地。

例1 A国で鉄鉱石を採掘し、

B国で精錬して鉄のインゴットにした。

例2 A国でガラスを製造し、

B国でカット加工をしてカットガラスにした。



- 「変更」 = 「加工工程」と表現すると簡単で分かりやすい。

(2) 加工工程基準

- しかし、各加工工程ごとに規則が必要 膨大

関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準の考え方 -

- 通常、加工工程を経ると関税分類の変更がある。

ナイフの製造工程



- そこで、関税分類の変更を利用。
(1) 関税分類変更基準

関税分類変更基準、加工工程基準及び付加 価値基準の考え方 -

- ・一方、「大きな変化」が起こっていれば、その国で手間、費用が十分にかけられ、「価値が十分に付加」されているはず。

(3) 付加価値基準

一般特恵関税原産地規則における 実質的変更基準の規定方法

- ・ 実質的変更の定義として、
「他の項の材料からの変更」
というルールを「一般ルール」として設定。
- ・ 上記の一般ルールが適用されないその他の品目については、品目ごとに、**品目別規則を設定。**

実質的変更基準を満たす產品に係る規定の構造

【一般ルール】

関税暫定措置法施行規則第9条本文
「他の項の材料からの変更」

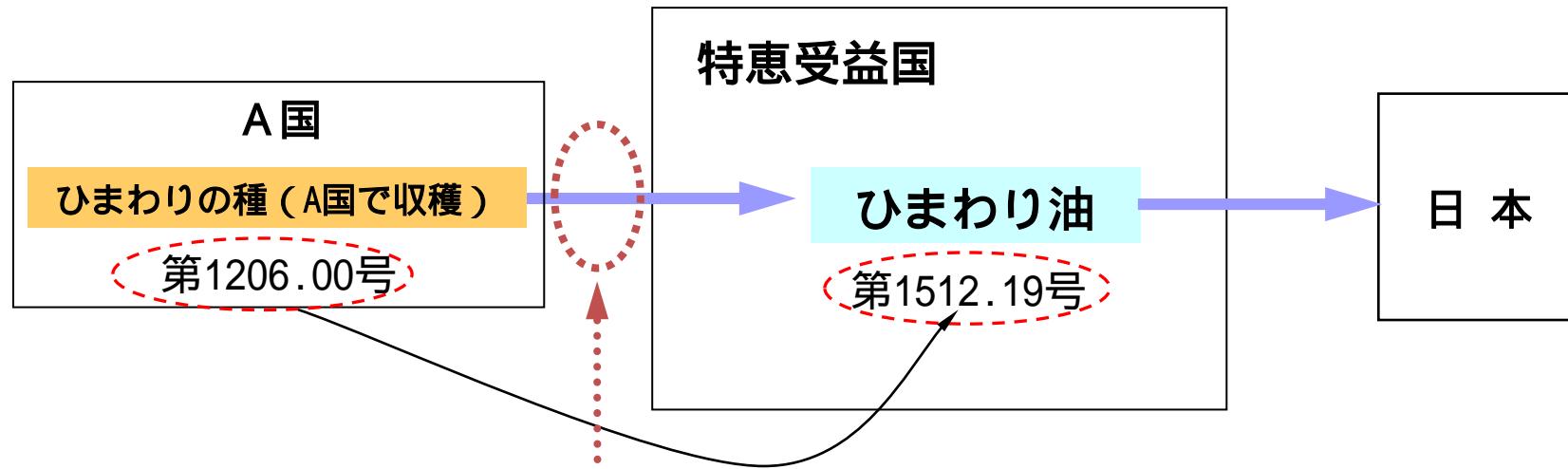
【品目別規則】

関税暫定措置法施行規則第9条本文及び同別表

関税暫定措置法施行規則第9条

令第26条第1項第2号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税税率別表の番号の項が当該物品の原料又は材料（令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。

関税分類変更基準の基本的考え方 (一般ルール：HS 4 衍変更)



上図において、**すべての非原産材料**の関税分類番号と、**最終製品**の関税分類番号とが異なることとなる製造が特恵受益国で行われている。

このような製造が行われた国を原産地と認めるというのが**関税分類変更基準**。

一般特恵における関税分類変更基準の書き表し方

関税分類変更基準に基づくルールは、実際にはどのようなものがあるか？

いろいろなルールがあるが、一般特恵における代表的な関税分類変更基準の表し方には、以下のようなものがある。

- A . 第X項(第X号、第X類)に該当する物品以外の
物品からの製造
- B . 第X項(第X号、第X類)に該当する物品からの
製造

経済連携協定と同様、規定されていない原材料の扱いを明確にするため、平成23年4月に関税暫定措置法施行規則別表の規定ぶりが改正され、殆どが「A .」の表現となっている。

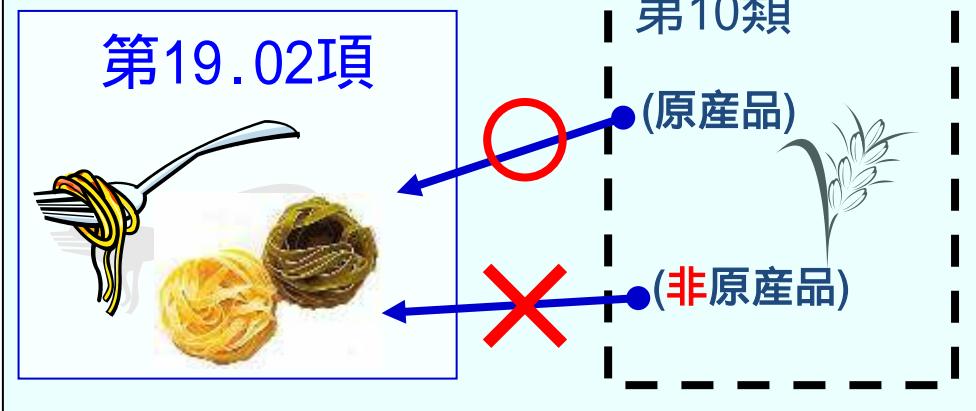
A. 第X項(第X号、第X類)に該当する物品以外の物品からの製造

□ 一般特恵関税原産地規則：第19.02項(パスタ等)

第10類、第11類又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造

要件

関税率表全体 (HS)



第19.02項のパスタの製造を考えてみる。

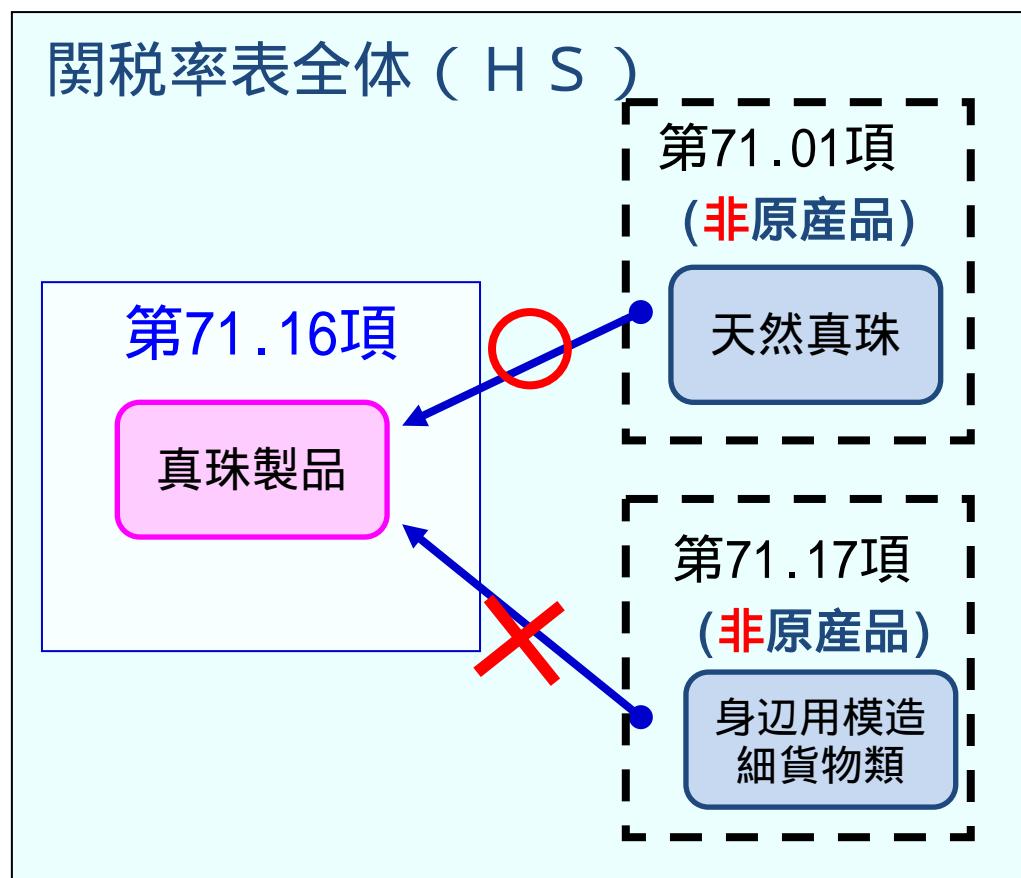
例えば、原産品である小麦(第10類)を使用してパスタを生産した場合には、その生産国をパスタの原産地であると認めることができる。 (左図の印)

例えば、非原産品の小麦(第10類)を使用してパスタを生産した場合には、その生産国をパスタの原産地であると認めることはできない。 (左図の×印)

B. 第X項(第X号、第X類)に該当する物品からの製造

u 一般特恵関税原産地規則：第71.16項(天然若しくは養殖の真珠の製品等)

第71.01項から第71.04項までに該当する物品
(加工していないものに限る。)からの製造



第71.16項の真珠製品の製造を考えてみる。

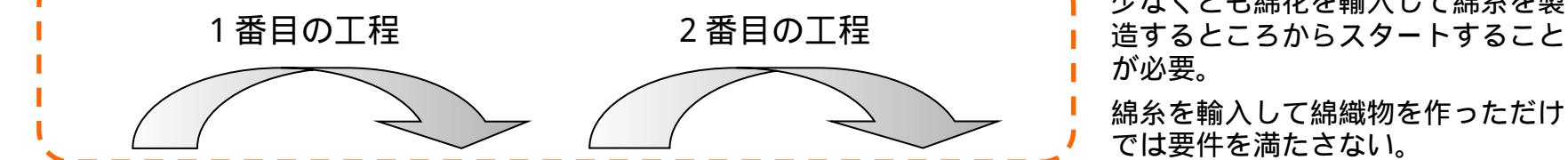
例えば、非原産品である天然真珠(第71.01項)を使用して真珠製品を生産した場合には、その生産国を真珠製品の原産地であると認めることができる。(左図の印)

例えば、非原産品である身辺用模造細貨物類(第71.17項)を使用して真珠製品を生産した場合には、その生産国を真珠製品の原産地であると認めるとはできない。(左図の×印)

加工工程基準の基本的考え方

繊維製品の「2工程ルール」

この2つの工程が1の国で行われることを要件とする規則のこと



纖維

糸

織物

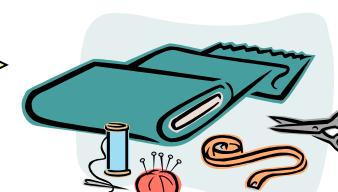
衣類



綿花



綿糸



綿織物



なお、第61～62類の衣類については1工程ルールのみ規定されている。（次ページ参照）

「1工程ルール」

纖維・纖維製品の品目別規則の比較表

	一般特恵(GSP)	(参考)アセアン包括協定
織物 (HS第50類 ～第55類)	纖維(fibers)からの製造 纖維 糸 織物 (2工程ルール)	HS 4 衍番号の変更 + 紡糸 + 製織 纖維 糸 織物 (2工程ルール)
衣類 (編物: HS第61類)	編物(fabrics)からの製造 編物 衣類 (* 1工程ルール)	HS 2 衍番号の変更 + 編上げ + 切断・縫製 糸 編物 衣類 (2工程ルール)
衣類 (織物: HS第62類)	織物(fabrics)からの製造 織物 衣類 (1工程ルール)	HS 2 衍番号の変更 + 製織 + 切断・縫製 糸 織物 衣類 (2工程ルール)
纖維製品 (HS第63類)	纖維(fibers)からの製造 纖維 糸 編物 纖維製品 (3工程ルール)	HS 2 衍番号の変更 + 編上げ/製織 + 組立て 糸 編物/織物 纖維製品 (2工程ルール)



:より厳格なルール

大まかな傾向を示したもので、品目によつては、異なるルールも存在する。

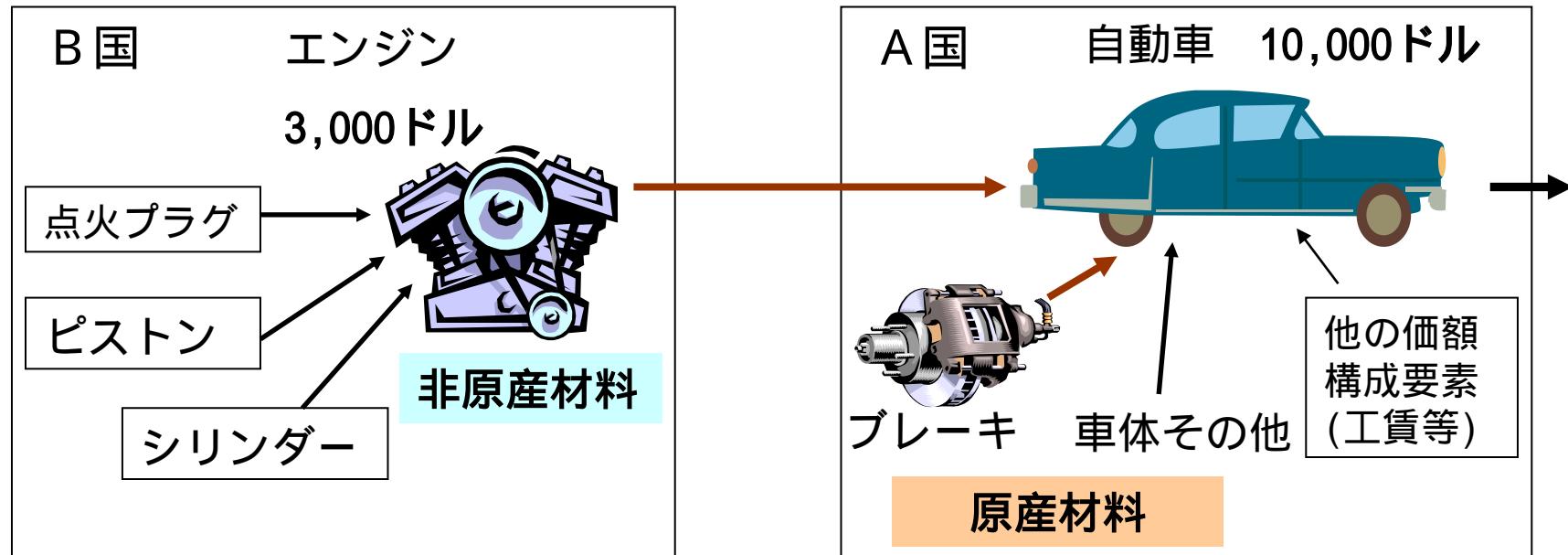
付加価値基準の基本的考え方

付加価値基準とは？

产品の製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たした国を原産地とするという基準

例えば、「产品の価値のうち、全体の60%以上の価値がX国で付加されたら、X国を原産地とみなす」という考え方

付加された価値とは？



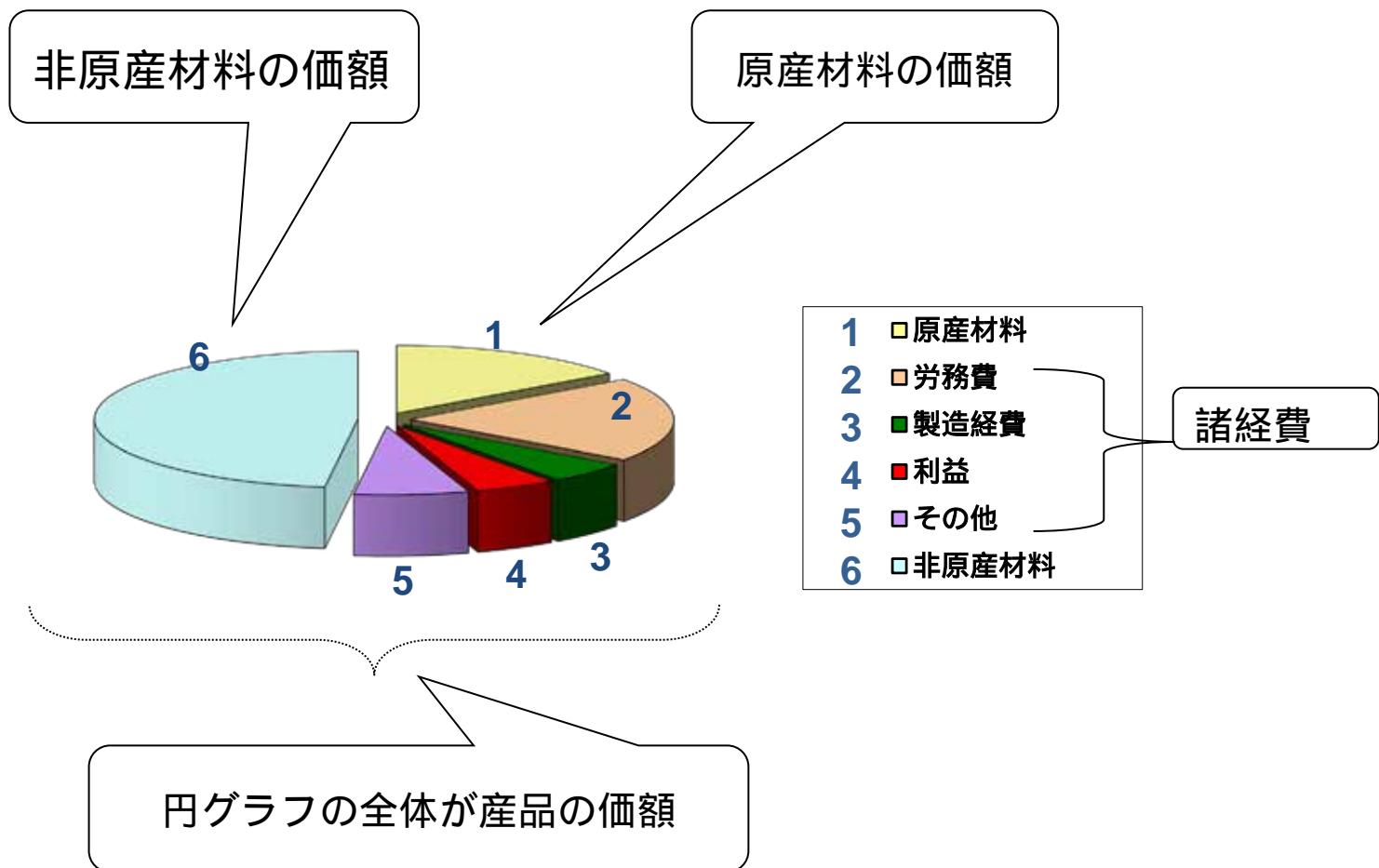
原産地基準 = 「付加価値が60%以上であること」と規定すれば…

輸出品（自動車）の価額 = 10,000ドル

A国以外の価額構成要素（エンジン）= 3,000ドル

A国で付加された価値は？

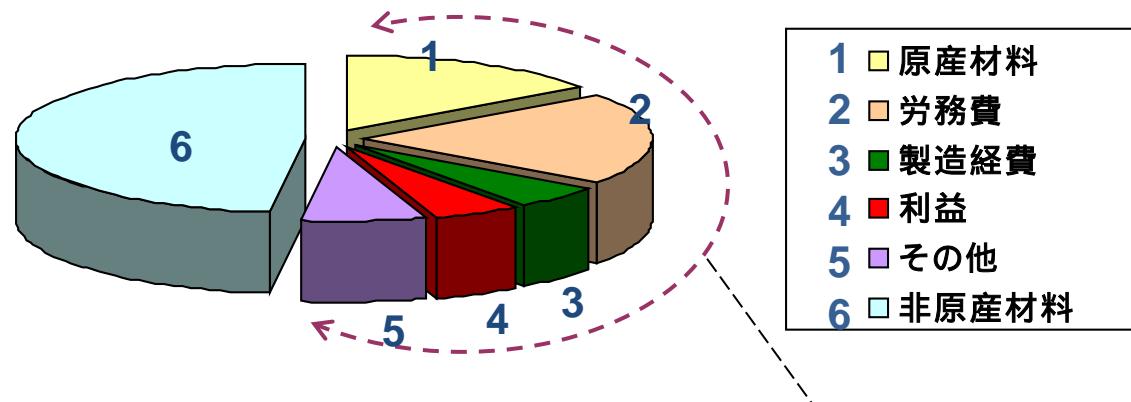
产品を構成する価格



付加される価値の算定方法（3種類）

付加される価値の算定方法には、以下の3種類の方法がある。

一般特惠関税原産地規則では、2-1「非原産材料の価額を直接用いる方法」が採用されている。



1. 原産材料の価額と諸経費の価額を利用する方式

原産材料の価額と諸経費の価額（1～5の合計価額）の產品全体の価額に占める割合が、規定された閾値より大きい場合に原產品と認められる。

2. 非原産材料の価額を利用する方式

非原産材料の価額（6の価額）の產品全体の価額に占める割合が、規定された閾値より小さい場合に原產品と認められる。

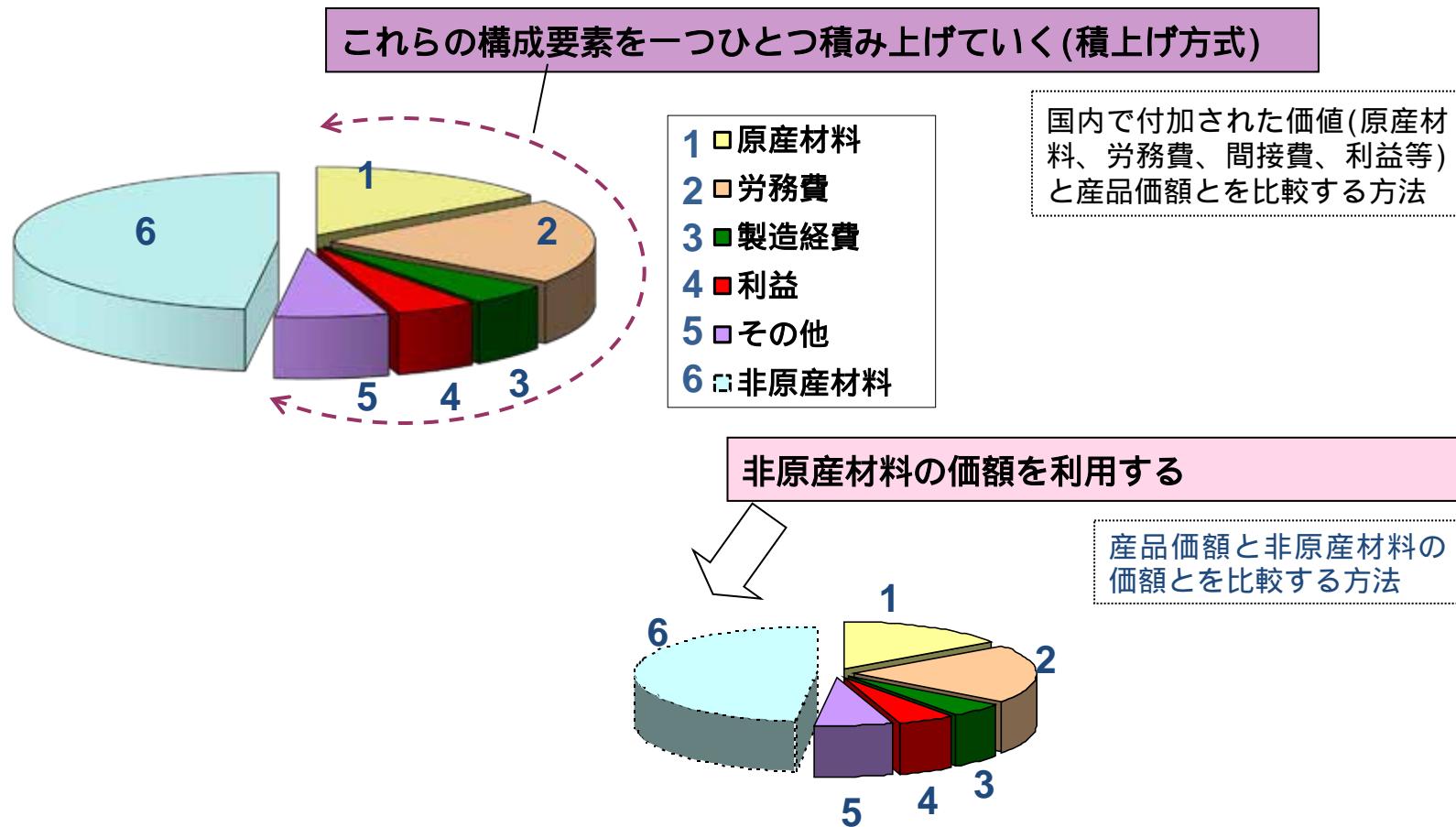
非原産材料の価額の算定方法により、更に2種類に分類される。

2-1 非原産材料の価額を直接用いる算定方法

2-2 產品全体の価額から、非原産材料の価額を控除する算定方法

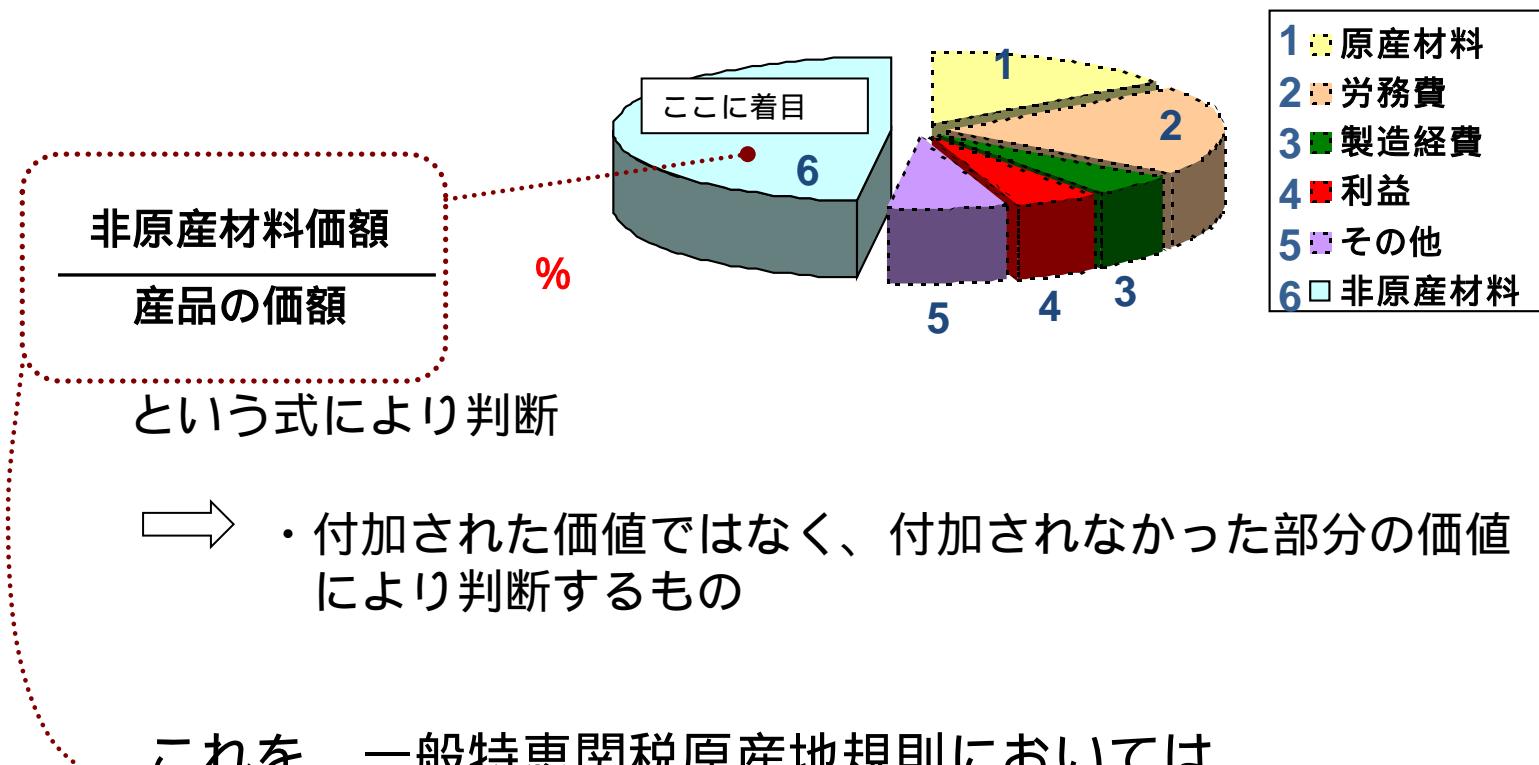
「付加価値」の算出方法は？

算出方法は、大まかには以下の2つの方法に大別される。



一般特恵関税原産地規則における方法

非原産材料の価額そのものを產品の価額と比較



- 付加された価値ではなく、付加されなかった部分の価値
により判断するもの

これを、一般特恵関税原産地規則においては、
「非原産品割合」と呼んでいる。

「產品の価額」とは何か？

產品の価額

F O B 価額

特恵受益国等から輸出される
物品の当該国の輸出港における
本船甲板渡し価額

「非原産材料価額」とは何を表し、どのようにして算出するか？

「非原産材料価額」には、次の3つの観点を踏まえた考察が必要。

Q1：非原産材料とは何か？

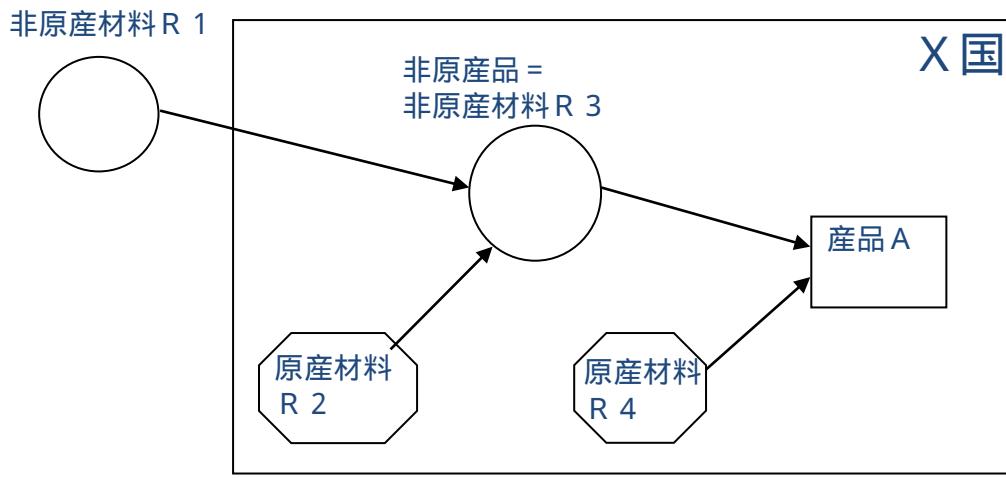
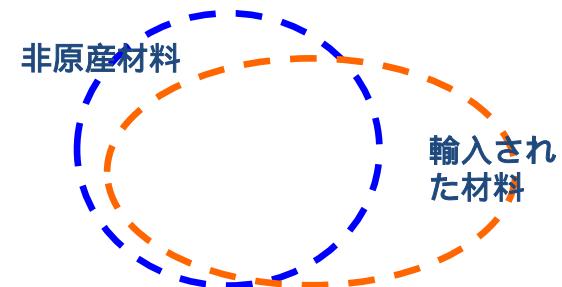
Q2：どの時点での価額か？

Q3：材料の価額のうち、どれだけを「非原産材料価額」の中に算入するか？

Q1：非原産材料とは何か？

「輸入された材料がすべて非原産材料であり、自国内で調達した材料がすべて原産材料である」という訳ではない

「輸入された原産材料」、「自国内で調達した非原産材料」も存在し得ることから、個々に確認する必要がある。



R 3 は、产品 A と同じ X 国で生産されているが、所定の要件を満たさないとすると X 国にとっての非原産品となる。

产品 A から見れば、
(X国で生産された) 非原産材料

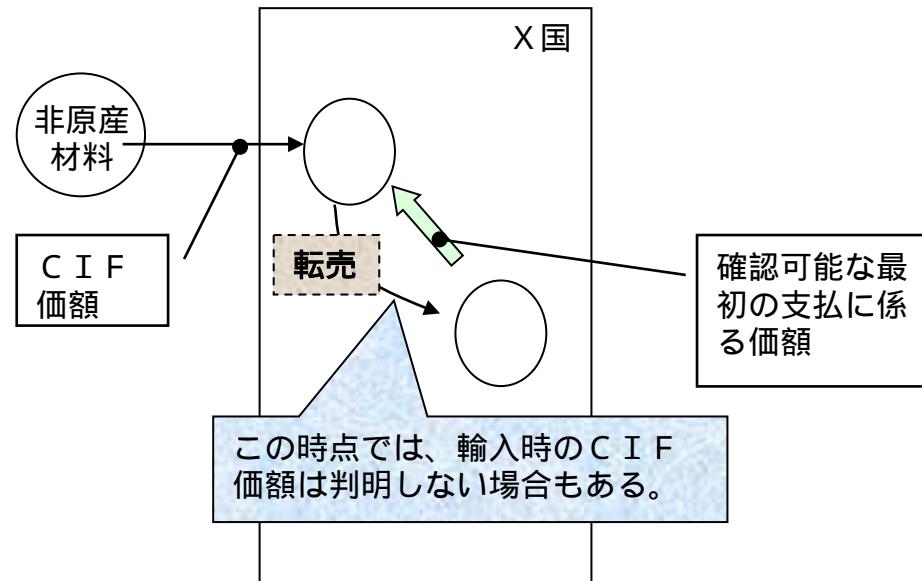
Q2：どの時点での価額か？

原則は、CIF価額



CIF価額は存在するが不明な場合

特恵受益国において対価として支払われたことを
確認することができる最初の支払いに係る価額

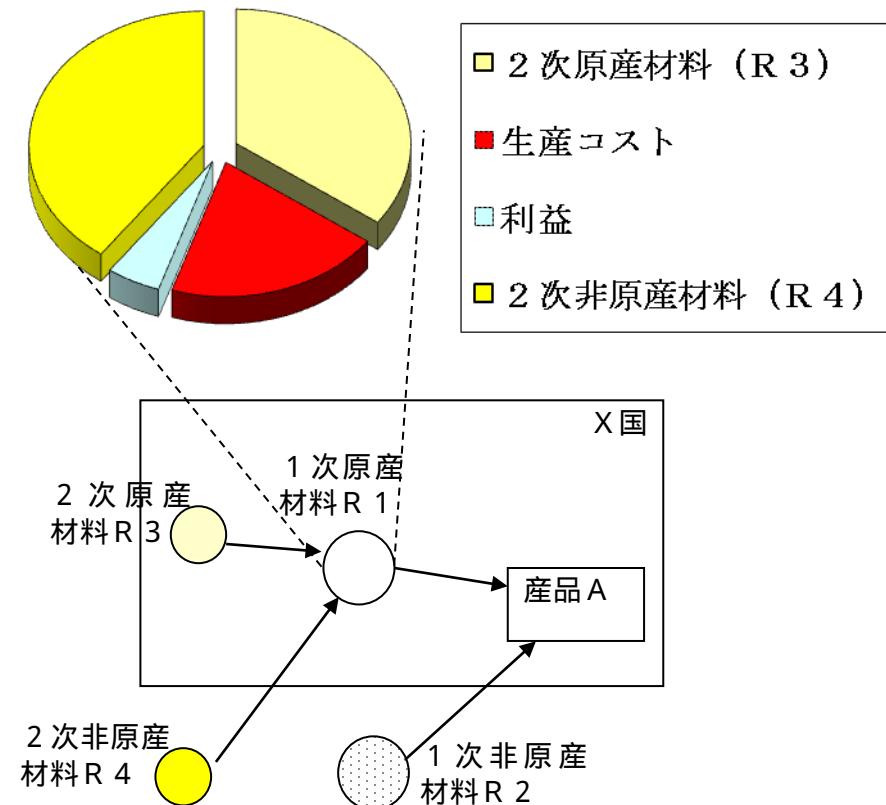


Q3：材料の価額のうち、どれだけを「非原産材料価額」の中に算入するか？

「非原産材料価額」の計算においては、個々の非原産材料の価額を、単純に足し合わせれば良いというものではない。

例えば、右図における2次非原産材料R 4の価額は「非原産材料価額」に算入する必要はない。

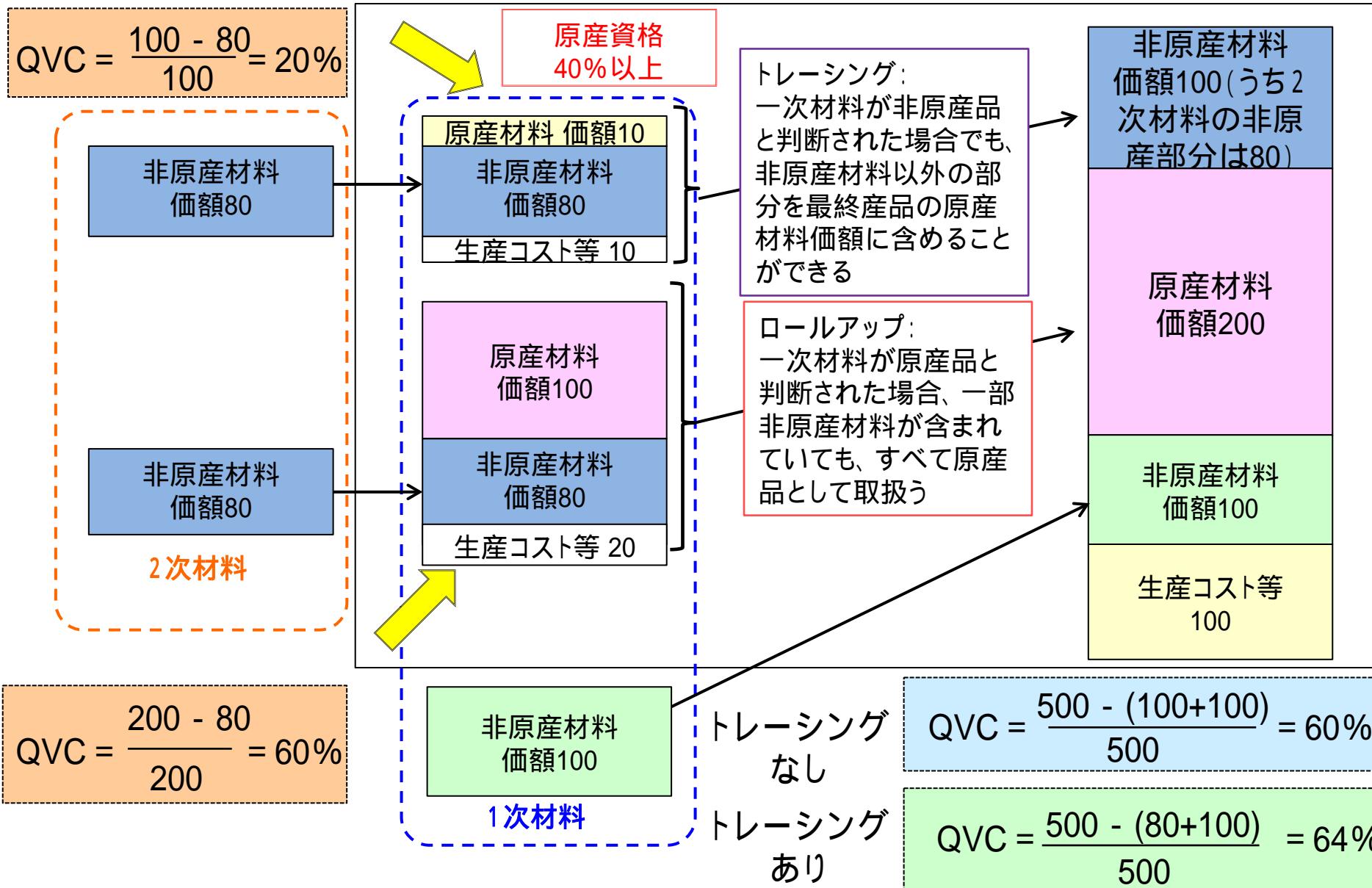
一般特惠関税原産地規則においては、「ロールアップ」とび「トレーシング」の考え方方が採用されている。



第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 2.3. 付加価値基準

一般特恵関税原産地規則においては、ロールアップ及びトレーシングの考え方が採用されている。

○付加価値基準以外にも適用され得るが、付加価値基準において適用されることが通常であるため、便宜ここで説明。



第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3. 実質的変更基準の例外

実質的変更基準の例外として、以下4つの項目が挙げられる。

(1) 自国関与基準

(関税暫定措置法施行令第26条第2項)

(2) アセアン3カ国累積

(関税暫定措置法施行令第26条第3項)

(3) 原産資格を与えることとならない作業

(関税暫定措置法施行規則第9条ただし書)

(4) 繊維製品に関する僅少の非原産材料

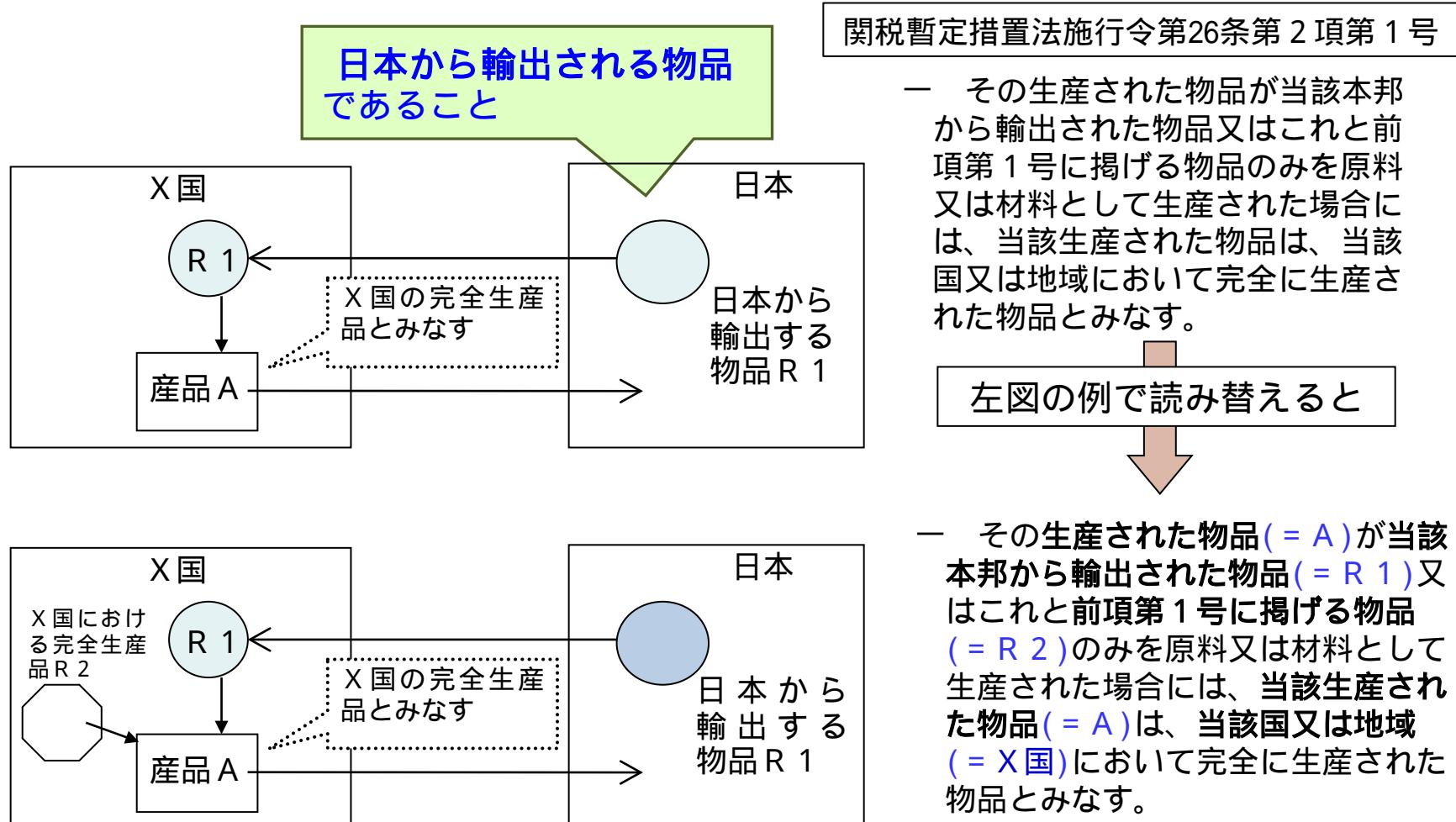
(関税暫定措置法施行規則第9条第2項)

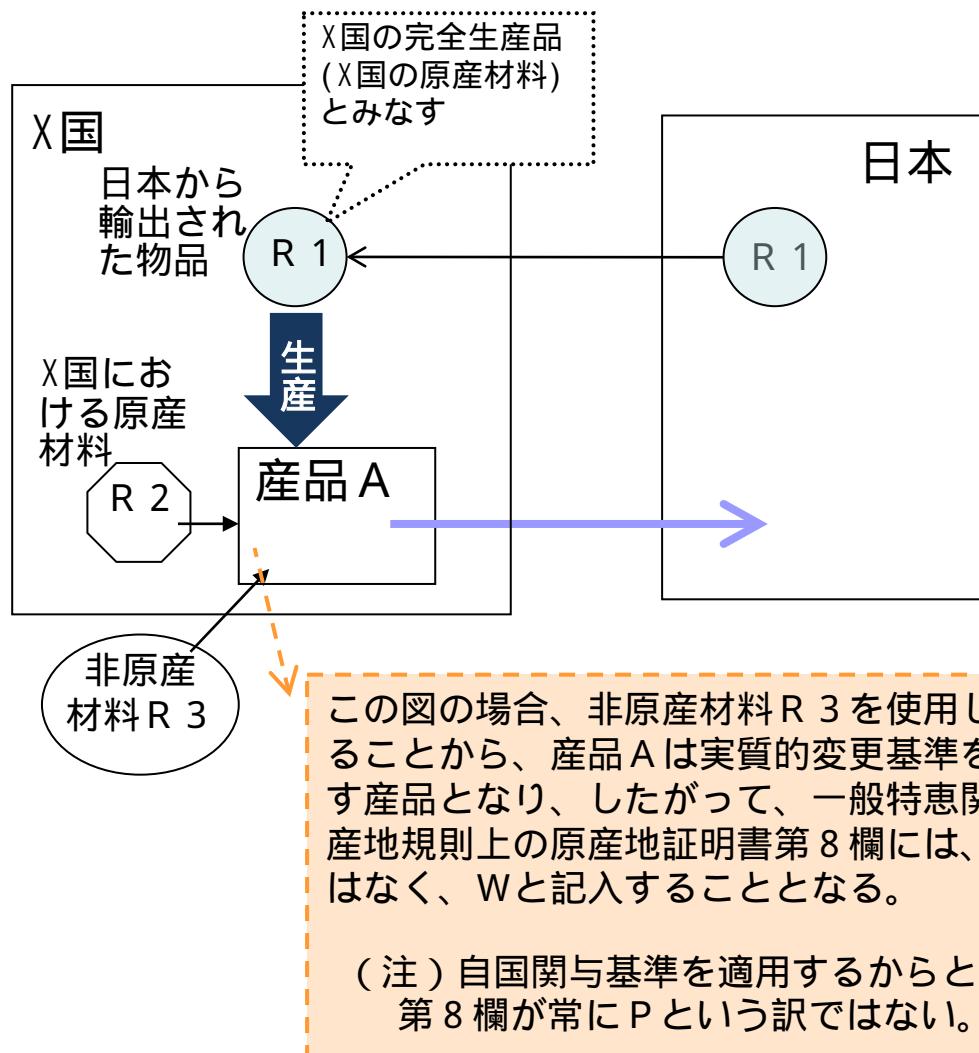
(参考) 第61類から第63類までの繊維製品に対する規則別表の適用対象

(暫定措置法施行規則別表備考5)

第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3.1. 自国関与基準

概要：原産品の認定にあたり、その対象となる物品が、ある特恵受益国において生産され、原材料として本邦から輸出された物品が使用されている場合、原産地の認定上、本邦から輸出された物品は、その特恵受益国の完全生産品として取扱われる。この取扱いの対象物品を「自國関与品」と呼ぶ。（ 所定の書類を要提出、例外品目あり（暫定措置法施行令別表第二））





関税暫定措置法施行令第26条
第2項第2号

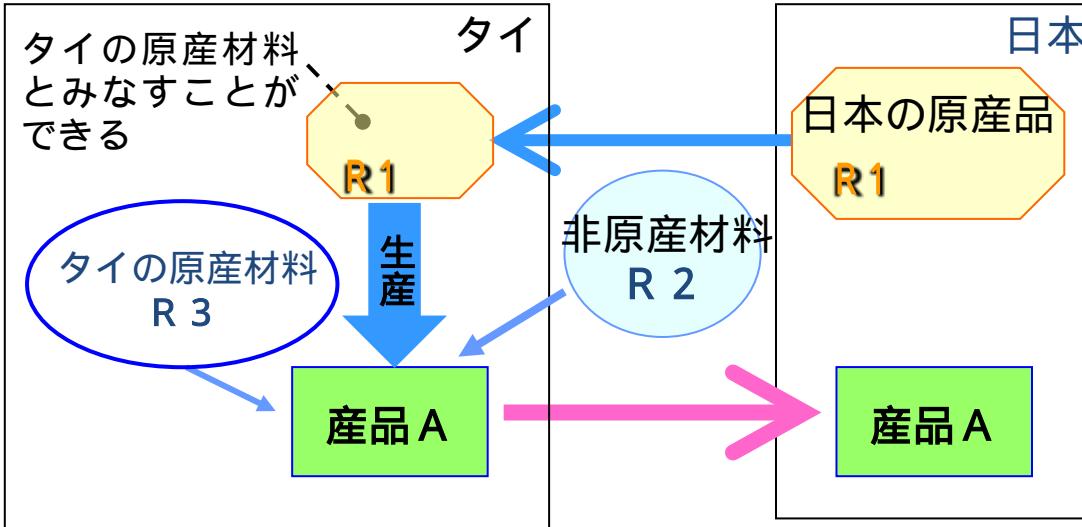
二 前号に規定する場合以外の場合における前項第2号の規定の適用については、本邦から輸出された物品は、同項第1号に掲げる物品とみなす。

左図の例で読み替えると

二 前号に規定する場合以外の場合における前項第2号の規定の適用については、本邦から輸出された物品(= R 1)は、同項第1号に掲げる物品(=いわゆる完全生産品)とみなす。

【参考】「モノ」の累積(EPA)と自国関与基準との関係

タイ協定の場合



日本の原産品 R1 をタイに輸出し、それを、タイにおける產品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R1 は、タイの原産材料とみなすことができる。

一見すると、一般特恵関税原産地規則における自国関与基準と同じように見えるが、

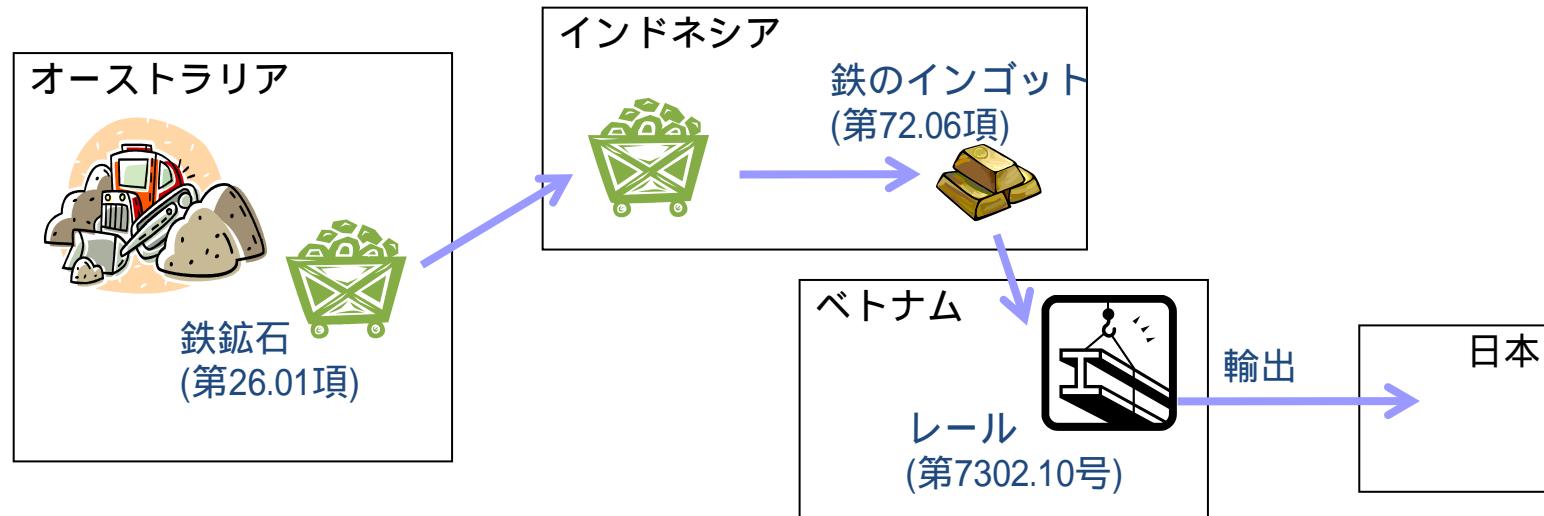
一般特恵関税原産地規則における自国関与基準との違い

- 一般特恵関税原産地規則の自国関与では、日本から輸出された產品であればよい。
EPA特恵原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の原産品であることが必要。
- 一般特恵では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
EPA特恵原産地規則においてはANNEXは不要であるが、原産地証明書の関係欄に必要に応じて「ACU」を記入。
- 一般特恵の自国関与では、適用除外品目を指定している。
EPA特恵原産地規則における累積では、適用除外品目の指定はない。

第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3.2. アセアン3カ国累積

概要：最終的な產品の生産国(インドネシア、フィリピン及びベトナムの3カ国のうちのいずれかの国)における生産行為のみでは原産地基準を満たさない場合であっても、上記3カ国の中の2以上の国における生産行為が当該最終的な產品の生産国においてこの生産国が日本への輸出でない場合には、日本への輸出において行われたとみなすことにより、原産地基準を満たした物品となることを可能ならしめたうえで、当該輸出を最終的な物品の原産地と認める、というもの（所定の書類を要提出）

（関税暫定措置法施行令第26条第3項）



鉄のインゴットの品目別規則：

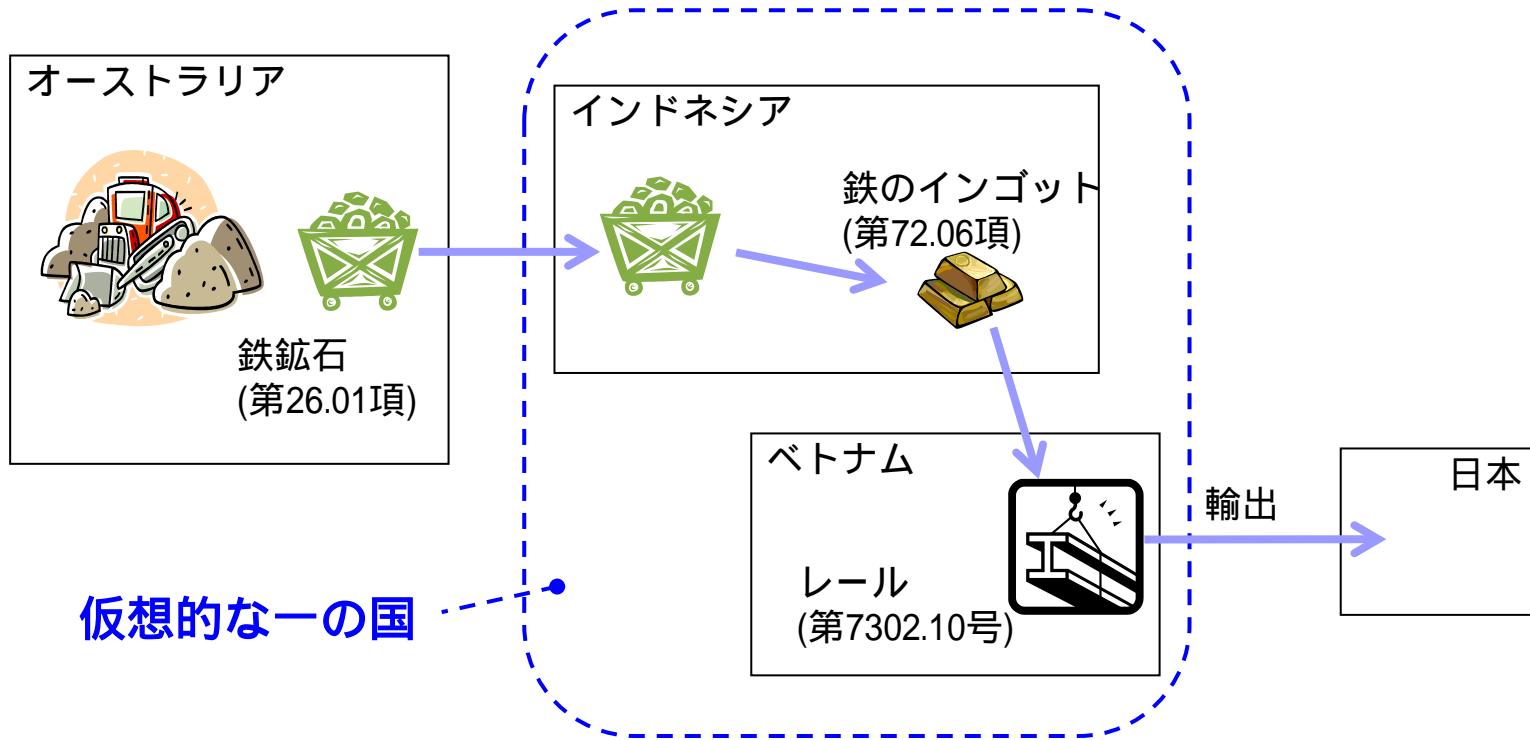
他の類の材料からの変更

レールの品目別規則：

第72類以外の類の材料からの変更

と仮定する。(これは実際のルールとは異なる仮想的なものである。)

アセアン3カ国累積が適用されない場合、ベトナムで生産されるレールは、品目別規則を満たさないことから、その原産地がベトナムであると認めることはできない。



アセアン3カ国累積の概念を適用し、インドネシアとベトナムとを一つの国とみなした場合、レールについては、第72.06項の物品から変更しているのではなく、第26.01項の物品から製造されるとみなすことが可能。レールの原産地はベトナムであるとみなすことが可能。

原産資格を与えることとならない作業とは？

包装等の簡単な作業であって、その作業前後で項が変わるものなど形式的に規則を充足したように見えていても、产品に原産資格を与えることはならないもの。

一般特恵関税原産地規則においては、

「実質的変更をもたらす加工・製造」に該当しない行為が列記されている。

原産資格を与えることとならない作業の一覧

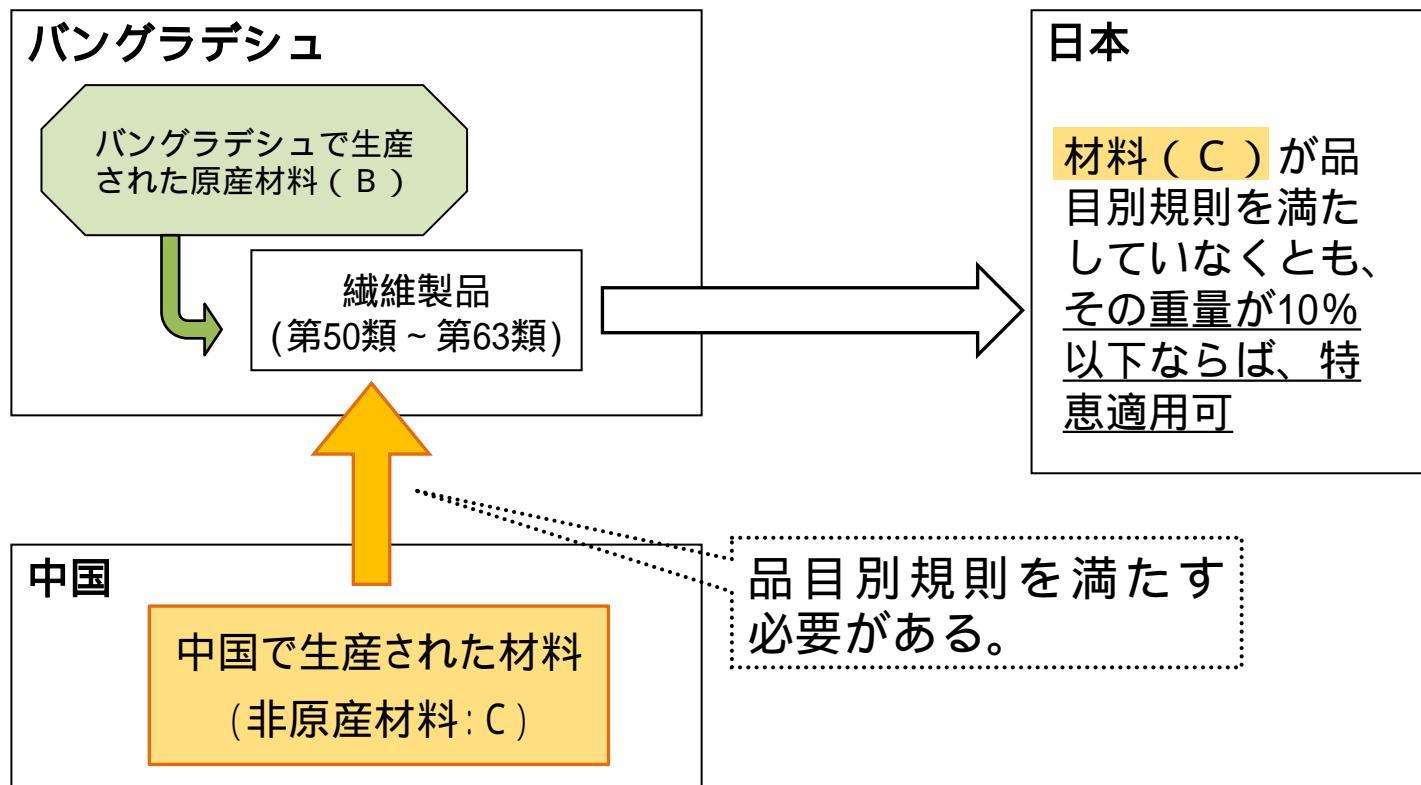
1. 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬け等
2. 単なる切断
3. 選別
4. 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
5. 改装
6. 仕分け
7. マーク、ラベル等の貼付
8. 非原産品の単なる混合
9. 単なる部分品の組立て
10. セットにすること
11. これらから成る操作

関税暫定措置法施行規則第9条ただし書

ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱、その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

概要：HS第11部（第50類から第63類）の产品を特恵受益国で生産する場合、品目別規則を満たさない非原産材料を使用すると一般特恵関税の適用はできないが、品目別規則を満たさない非原産材料が僅少（**当該非原産材料の総重量が产品の総重量の10%以下**）である場合は、一般特恵税率の適用が可能。

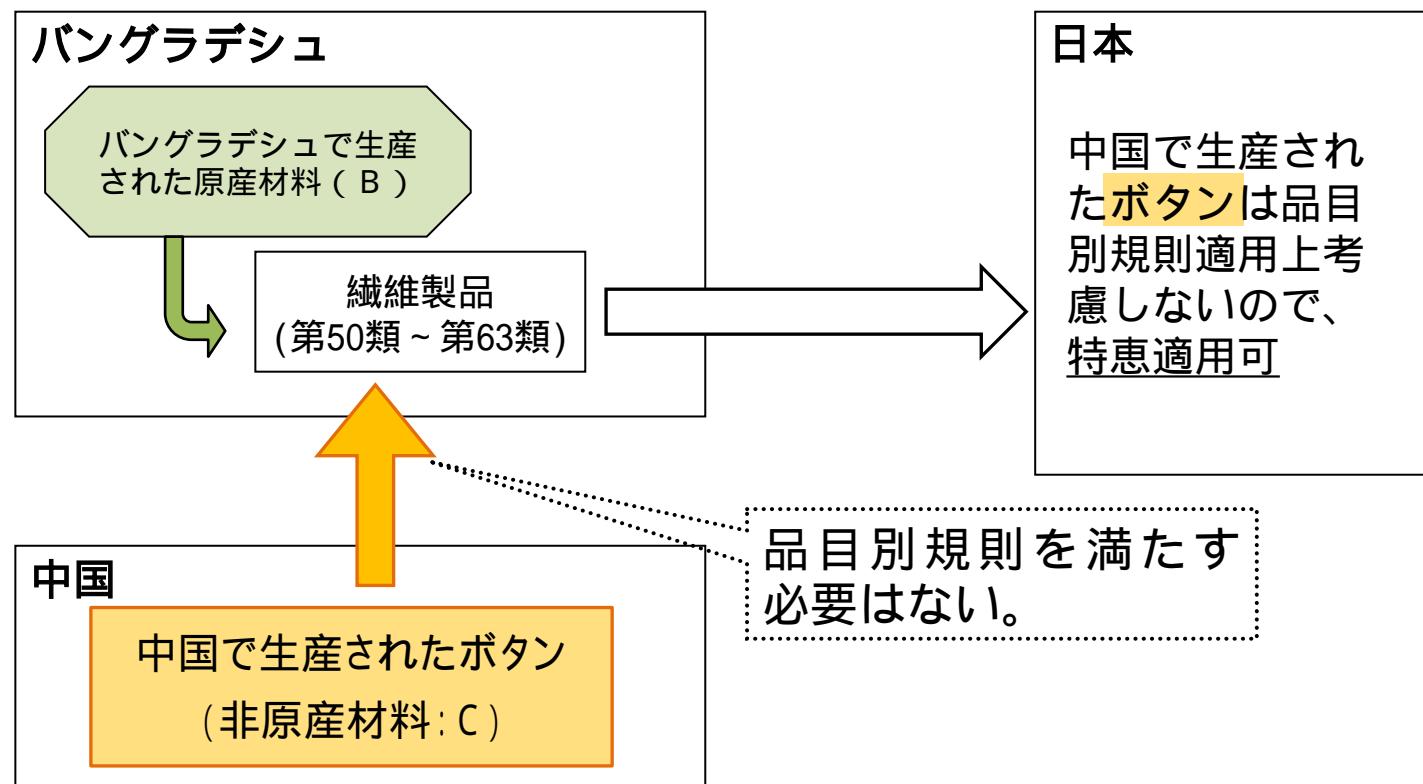
（関税暫定措置法施行規則第9条第2項）



3.4.(参考)纖維製品に対する規則別表の適用対象

纖維製品（第61類から第63類まで）の产品に対する規則別表を適用する際、产品の生産に使用された材料であって**第50類から第63類までの各類に分類されないものは纖維製品を含むか否かを問わず、考慮しないこととする。**（暫定措置法施行規則別表備考5）

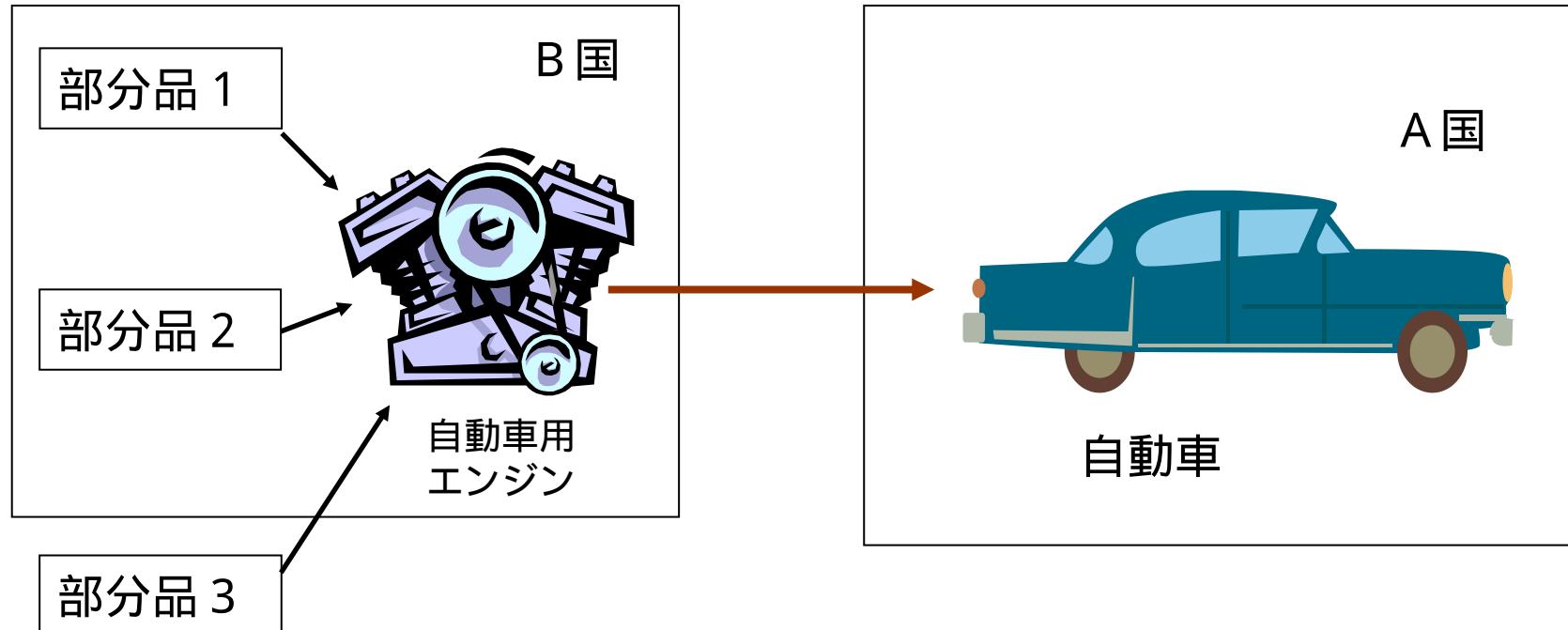
例えば、手袋（第62.16項）の品目別規則は、「紡織用纖維の糸からの製造」となっている。第三国で生産されたボタン（第96類）を使用したとしても、第61類から第63類の产品について品目別規則を適用する際、ボタンといったHS第11部（第50類～第63類）に含まれない材料は、纖維を含むものでも、品目別規則を満たす必要はない。



第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 4.(参考)材料の定義

【材料の定義】

「材料」とは、他の物品の生産に使用される物品のことと解される。()



(自動車用)エンジンは、エンジンそのものとして見れば完成した物品。しかし、自動車から見れば部分品、すなわち材料である。



「材料」とは、他の物品の生産に使用される物品

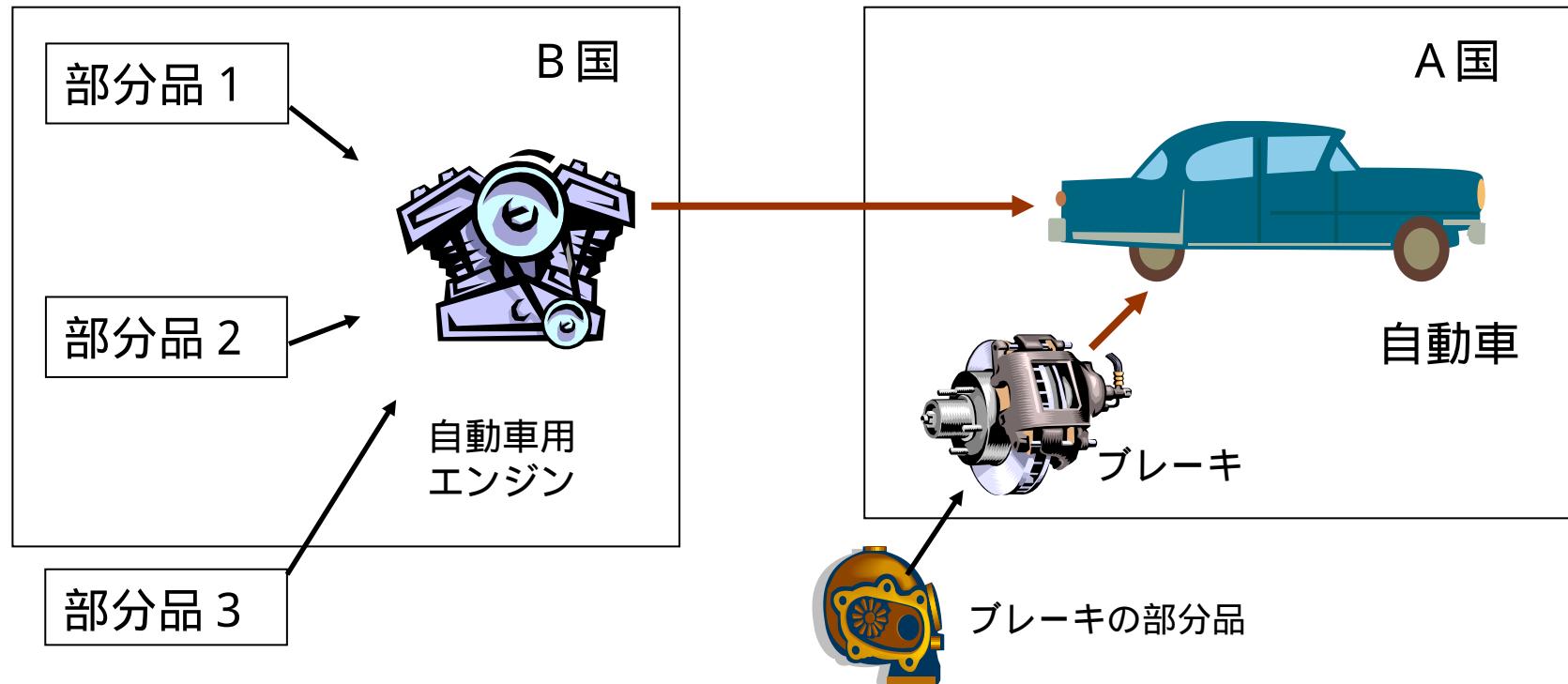
法令上明示的な規定はないが、関税暫定措置法施行令第26条第1項第2号における「・・・の物品をその原料又は材料の全部又は一部として・・・生産された物品」という規定より、上記のように解される。

第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 4.(参考)材料の定義

[原産材料の定義]

「原産材料」とは、特恵受益国等において他の物品の生産に使用される当該特恵受益国等を原産地とする物品をいうと解される。()

材料が当該特恵受益国等を原産地とする物品かどうかは、一般特恵関税原産地基準を満たしているかによって判断する。



A国で生産されたブレーキが所定の要件を満たすことにより、A国を原産地とする物品と認められる場合

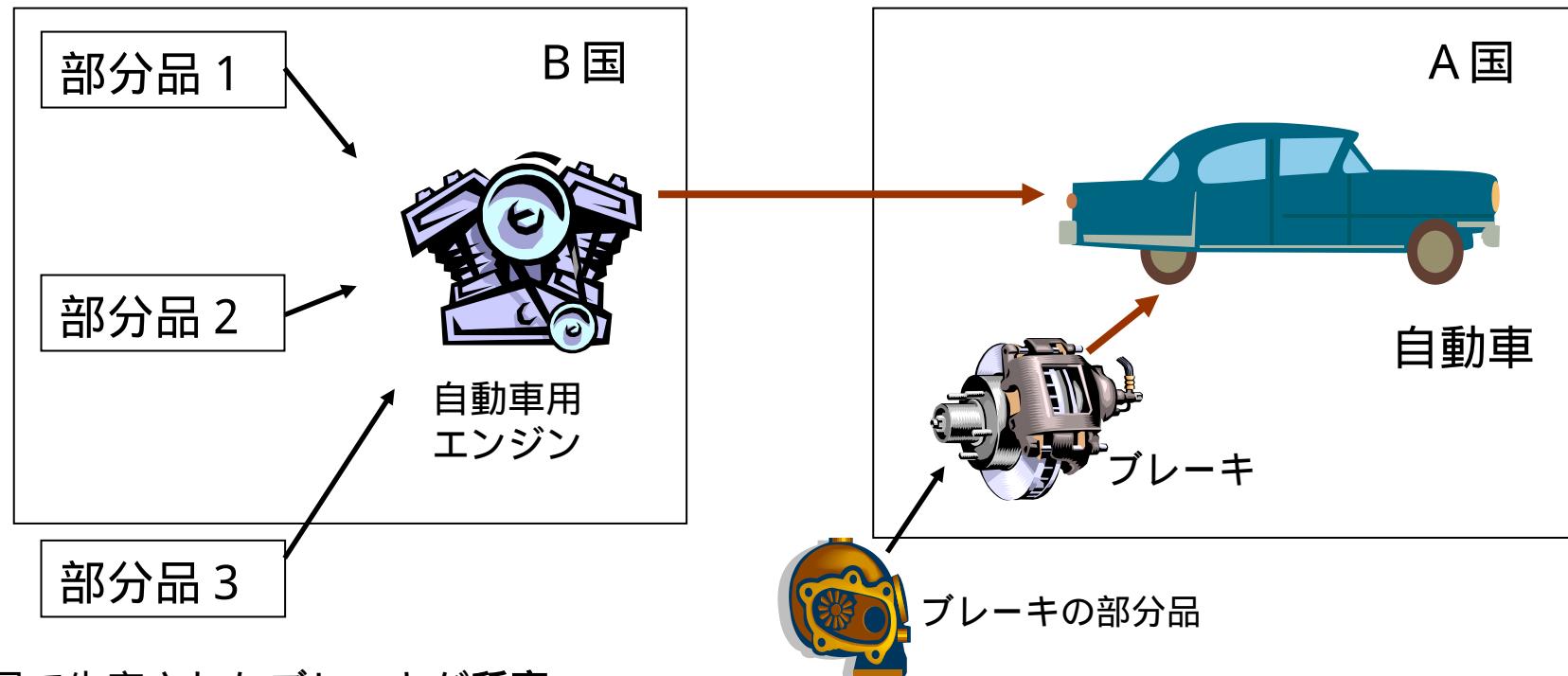
「材料」とは他の物品の生産に使用される物品

ブレーキは、A国の自動車から見れば原産材料

第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 4.(参考)材料の定義

[非原産材料の定義]

「非原産材料」とは、他の物品の生産に使用される物品であって原産材料でないものをいうと解される。()



A国で生産されたブレーキが所定の要件を満たさないために、A国を原産地とする物品とは認められない場合



A国から見れば原産地が異なる物品

「材料」とは、
他の物品の
生産に使用
される物品

ブレーキは、A国の自動車から見れば非原産材料

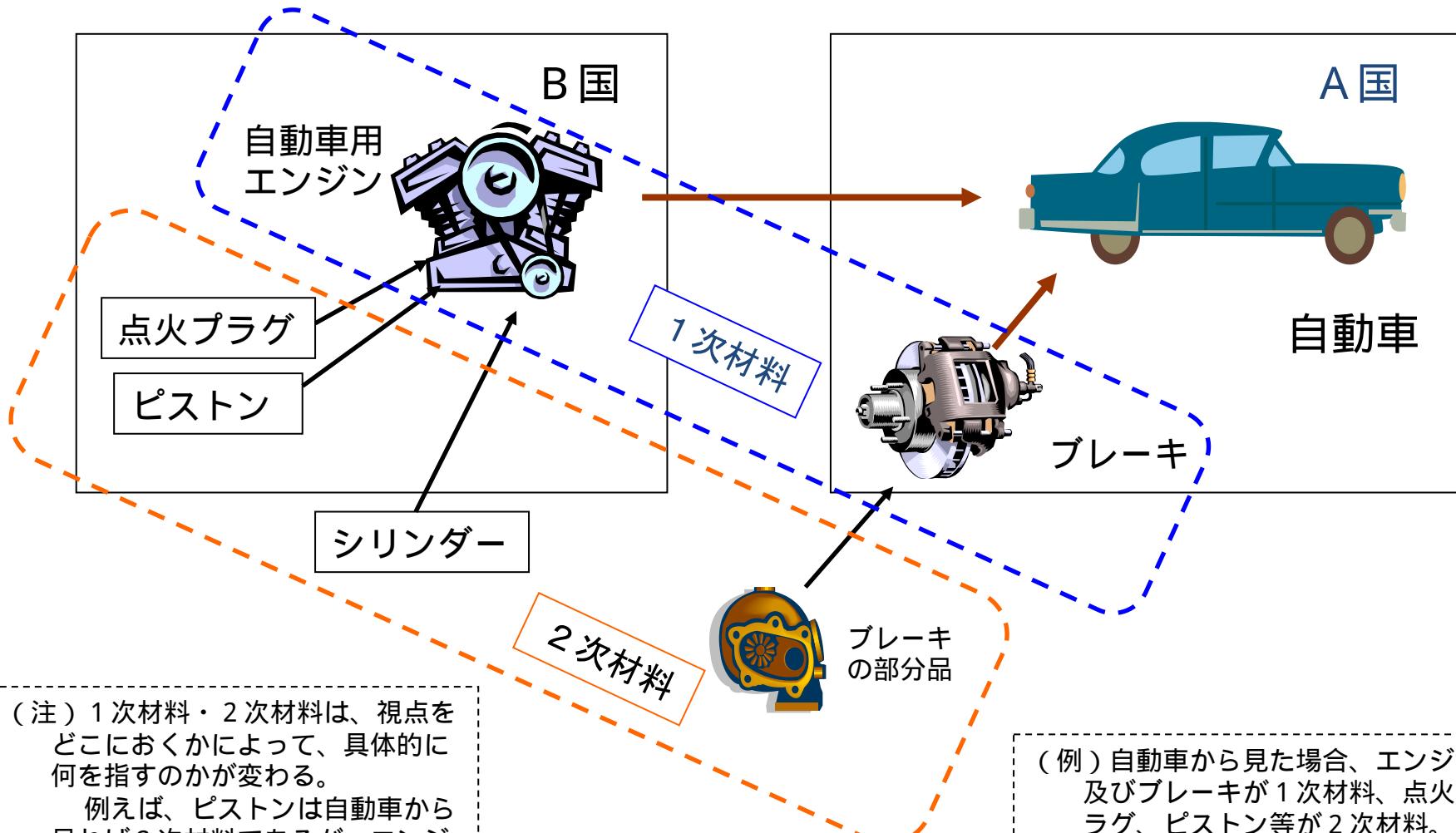
(注)ここでは自国関与基準の規則は考慮しないものとする。

法令上明示的な規定はないが、関税暫定措置法施行規則第9条において、「・・・当該物品の原料又は材料(令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の・・・」と規定されており、上記のように解される。

第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 4.(参考)材料の定義

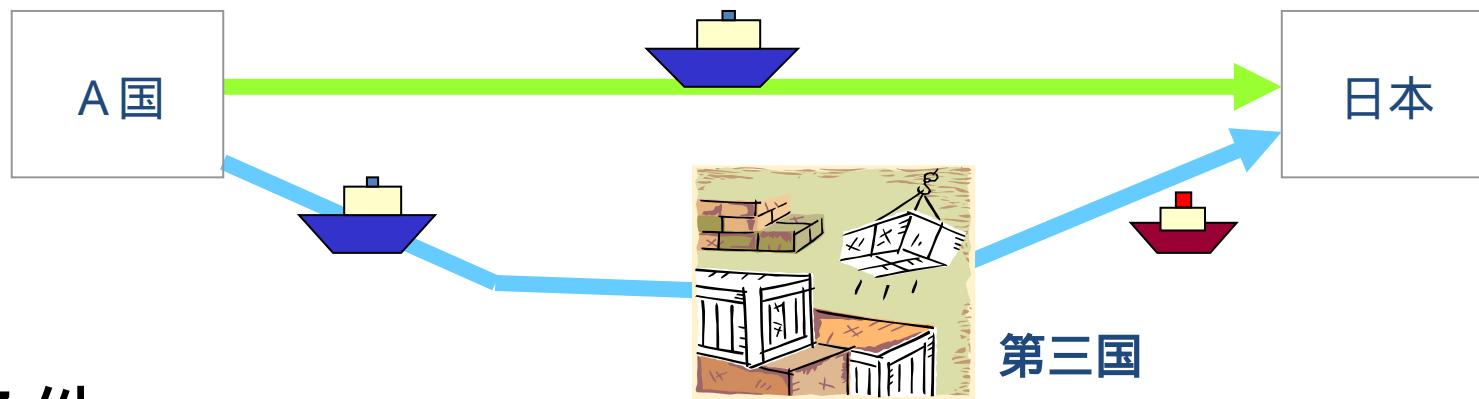
【1次材料、2次材料の定義】

法令上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、便宜上、產品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼んでいる。



第3章 積送基準

「積送基準」とは、貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



条件

- 直接運送されること 又は
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

第3章 積送基準

一般特恵関税原産地規則における積送基準は、令31条に規定されている。

令31条第1項第1～3号に該当する場合は、積送基準を満たすと認められる。

- **関税暫定措置法施行令第31条第1項**

特恵受益国原産品のうち次に掲げる物品以外の物品については、法第8条の2第1項又は第3号の規定は、適用しない。

第1号 その原産地である特恵受益国等から当該特恵受益国等以外の地域
(以下この条において「非原産国」という。)を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品

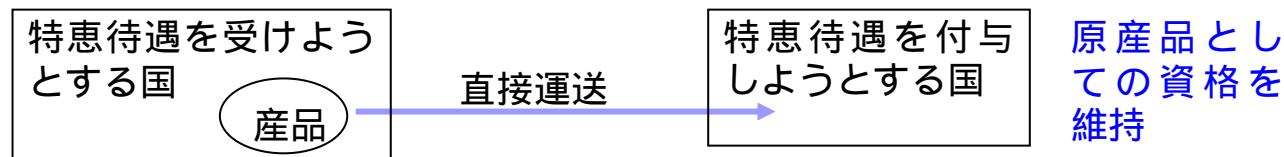
第2号 その原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったもの

第3号 その原産地である特恵受益国等から非原産国における一時蔵置又は博覧会、展示会その他これらに類するもの(以下この条において「博覧会等といふ。)への出品のため輸出された物品で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの(当該物品の当該非原産国から本邦までの運送が前二号の運送に準ずるものである場合に限る。)

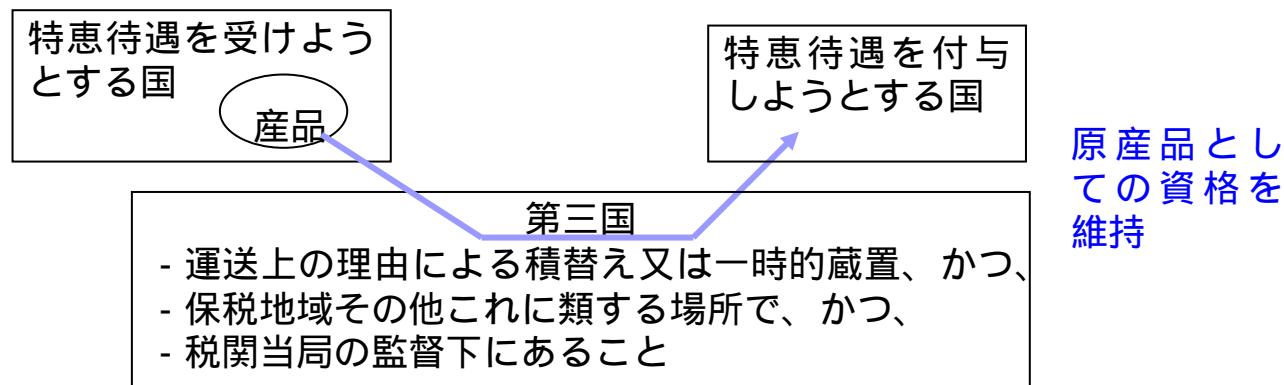
第3章 積送基準

令31条第1項第1～3号の場合のイメージ図は以下の通り。

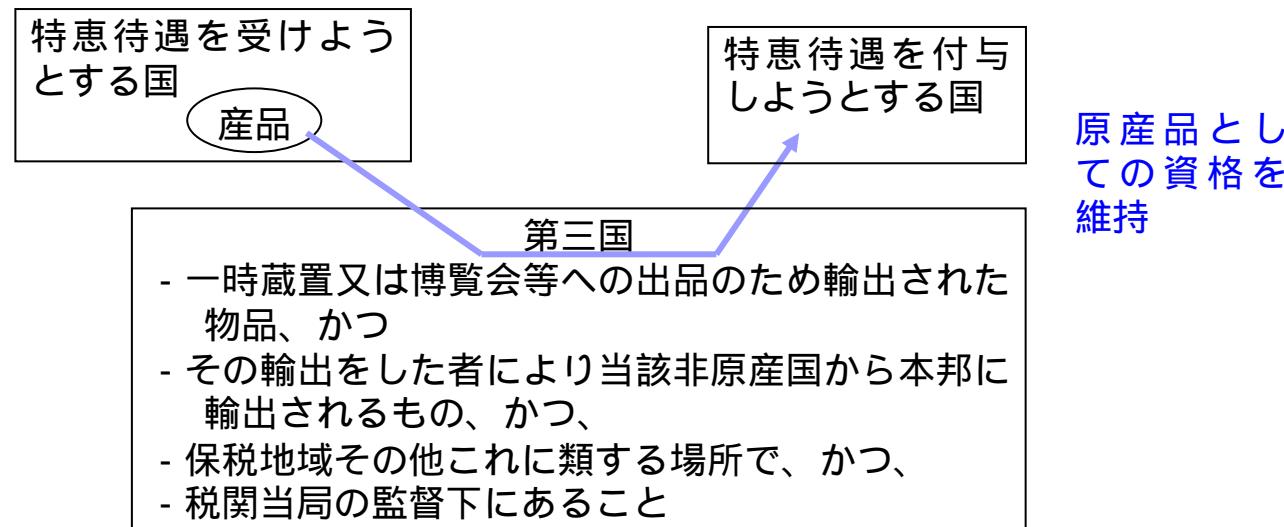
【第1号】



【第2号】



【第3号】



第4章 手續的要件

- 税関に証明しなければならない2つの事項と関連する書類

(関税暫定措置法施行令第27条第1項及び第31条第3項)

- 原産地基準を満たしていることの証明

Ø 原産地証明書

- 積送基準を満たしていることの証明

Ø 通し船荷証券の写し

Ø 第三国の税關その他の権限を有する官公署が
発給した証明書 等

- **提出時期**：輸入申告時(関税暫定措置法施行令第28条)

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合(その意義は関税暫定措置法基本通達8の2-7において規定)、許可前引取りを行う場合には、原則として、2カ月以内の適當な期間の提出猶予あり

(関税暫定措置法基本通達8の2-9)

1. 原産地証明書提出の免除

- 課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税暫定措置法施行令第27条第1項2号)
- 「明らか物品」^(*)
(関税暫定措置法施行令第27条第1項1号、
関税暫定措置法基本通達8の2-4)

(*)税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品

2. 第三国経由の場合の、積送基準を満たしていることを証する書類提出の免除

- 課税価格の総額が20万円以下の貨物
(関税暫定措置法施行令第31条第3項)

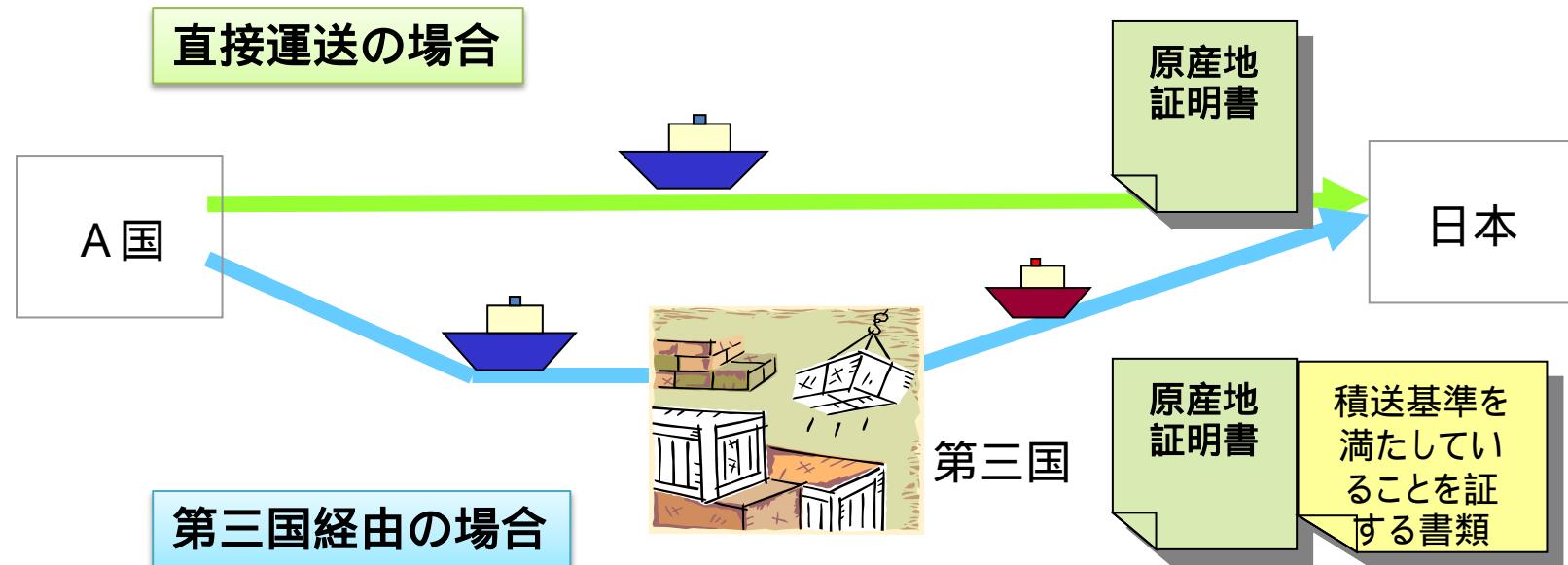
「明らか物品」については、以下のページを参照

「特惠原産地証明書の提出を省略可能な物品（HS4桁）一覧（カスタムスアンサー）」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1505_jr.htm

第4章 手続的要件 2. 「積送基準を満たしていることを証する」書類

第三国を経由して日本に輸入する場合で、特恵税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たしていることを証する書類の提出が必要となる。



この「積送基準を満たしていることを証する書類」として、以下のものが認められている。

当該物品の原産地である特恵受益国等から本邦の輸入港に至る

までの通し船荷証券の写し

第三国の税關その他の権限を有する官公署が発給した証明書

、 の書類以外の書類で税關長が適當と認めるもの

関税暫定措置法施行令第31条第3項及び第5項

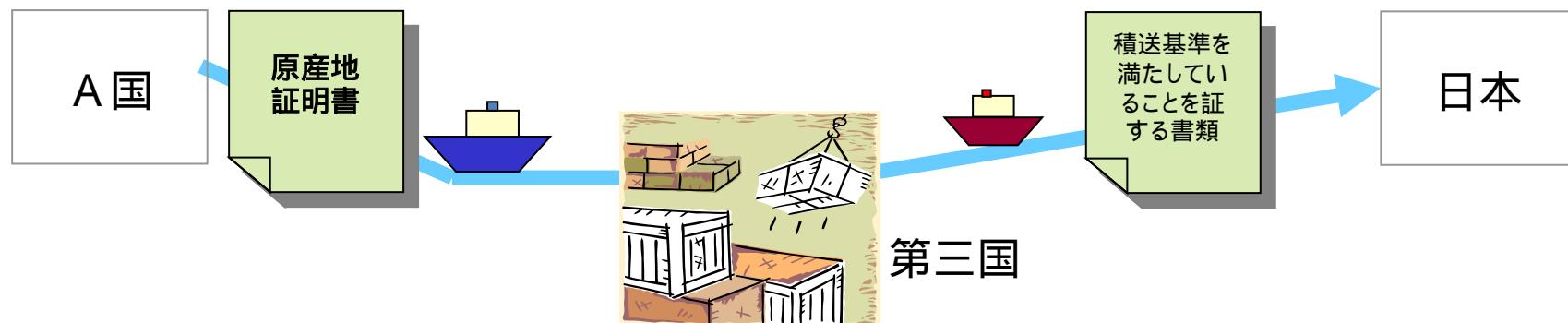
課税価格の総額が20万円以下の
貨物の場合は、提出不要

第4章 手続的要件 2. 「積送基準を満たしていることを証する」書類

積送基準を満たしていることを証する書類として 通し船荷証券の写し又は 第三国の官公署が発給した証明書を提出できないことにつき相当の理由があると認められるときは、

- ・関税暫定措置法施行令第31条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類 の提出
- ・当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての原産地証明書等への記載をもって、
その他税関長が適當と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えないとされている。

積替地等についての原産地証明書への記載



- ・A国からの輸出の際発給される原産地証明書は、その時点での產品の原産性についての権限ある当局による証明である。

関税暫定措置法基本通達 8 の 2 - 1 (1)ホ

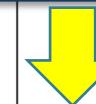
第4章 手続的要件 2. 「積送基準を満たしていることを証する」書類

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM CERTIFICATE (Combined declaration FORM) BANGL	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		Issued in _____ (country) See Notes overleaf	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use	
5. Item number:	6. Marks and numbers of packages CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	7. Number and kind of packages: descr goods EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS	
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.		12. De The and prod and t for t for a C	
CHITTAGONG, JUNE 14,2018		Place and date signature and stamp of certifying authority	

課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るもの除外

非原産国を経由して日本へ輸入する場合、
通し船荷証券の写し
第三国の官公署が発給した証明書

又は の書類以外の書類で税関長が
適当と認めるもの
のいずれかの提出が必要



又は の書類が提出できることにつき
相当な理由があると認められ、かつ、関税
暫定措置法施行令第31条第1項第2号又
は第3号に該当することを証する書類の提
出も困難であると認められるときは、

・第3欄に積替地等の記載
をもって、 の提出があったものとして取り
扱って差し支えない。
(関税暫定措置法基本通達8の2-1(1)ホ)

印影

署名

通し船荷証券、複合運送船荷証券の定義

通り船荷証券（Through B/L）

「運送貨物が目的地に到達するまでに2つ以上の運送機関を必要とする場合、運送業者同士の連絡運送契約に基づいて、最初の運送業者が、全区間の運送を通して効力のある形で発行した船荷証券を言う。（中略）信用状に他に異なる明示のない限り、通り船荷証券は銀行によって受理される。」

複合運送船荷証券（Combined Transport B/L）

「物品の受取地から指定引渡地まで2つ以上の異なる種類の運送手段によるいわゆる複合運送(Combined transport; Multimodal transport)について、複合運送業者が受取書として発行するものが複合運送船荷証券である。（以下略）」

石田貞夫編 貿易用語辞典（白桃書房1997年発行第8版）より

一般特恵関税原産地規則における原産地証明書等の様式は、関税暫定措置法施行規則第10条に規定されている。

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)～(3)の項目により構成されている。

(1) 真正性に係る項目

(2) 同一性に係る項目

(3) 原産性に係る項目

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

一般特恵原産地証明書

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJUKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in BANGLADESH (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		See Notes overleaf	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use "DUPLICATE" 1	
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	7. Number and kind of packages; description of goods EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS 2	8. Origin criterion (See Notes overleaf) "W" 62.03 3
		9. Gross weight or other quantity 16,000 kg	10. Number and date of invoices 95125Y MAY 14, 2018 2
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.		12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct: that all the goods were produced in BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to JAPAN (importing country) CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature of authorized signatory	
NOC Place and Date signature and stamp of certifying authority		輸出者 署名 CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature of authorized signatory	

- 1 · 真正性に係る項目
- 2 · 同一性に係る項目
- 3 · 原産性に係る項目

(1) 真正性に係る項目

- 様式
- 印影・署名
- 有効期間・遡及発給の記載
- 修正・再発給の記載 等

(2) 貨物の同一性に係る項目

- 品名、数量等
- インボイス番号、輸出入者名
- 特別な品名・説明の記載 等

(3) 原産性に係る項目

- H S 番号
- 特恵基準 等

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

(1) 真正性に係る項目の確認 (真正に発給されたものか)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJAKUMAR -CHITTAGONG -BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in BANGLADESH (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO GAPAN		Notes overleaf	
3. Means of transport (as far as known)		4. For official use	
<p>軽微な誤りは、税関の判断で受け入れ可能</p> <p>様式は規定のものか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自国関与の規定を適用する場合、ANNEX番号を記入。 ・再発給の場合、「DUPLICATE」又は「DUPLICATA」等再発給されたものであることが表示されているか <p>修正・追記箇所毎には、証印・署名が必要 (関税暫定措置法基本通達8の2-6(1)二)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限内のものか ・印影は登録されたものか ・署名はなされているか 等 <p>印影</p> <p>署名</p>			
11. I declare that the declaration is correct, on the basis of control carried out, and that the declaration by Exporter is correct.		12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to JAPAN (importing country). CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature of authorized signatory	
Place and date, signature and stamp of certifying authority		輸出者 署名	

DUPLICATE

951254印
954254
MAY署名 2018

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

① 様式の確認

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE)
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		Issued in BANGLADESH (country)
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	7. Number and kind of packages: description of goods EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS
		VV 62.03 16,000 KG 5125Y MAY 14, 2018
<p>言語は、英語又はフランス語で使用</p> <p>11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.</p> <p style="text-align: center;">印影</p> <p>CHITTAGONG, JUNE 14, 2018</p> <p>Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>		
<p>12. Declaration by the Exporter</p> <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to</p> <p>JAPAN (importing country)</p> <p>CHITTAGONG, JUNE 14, 2018</p> <p>Place and date signature of authorized signatory</p> <p>輸出者 署名</p>		

② 印影・署名等の確認

- 印影・署名が脱落していないかを確認
- 原産地証明書の発給機関から適正に発給されているかを確認

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A BANGLADESH Issued in _____ (country) See Notes overleaf					
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN							
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use					
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages CARTON NO: MADE IN BANGLA DESH	7. Number and kind of packages; description of goods EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS		8. Origin criterion (See Notes overleaf) "W" 62.03	9. Gross weight or other quantity 16,000 kg	10. Number and date of invoices 95125Y MAY 14, 2018	
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.			12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in _____ BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to JAPAN (importing country) CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature of authorized signatory				
CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature and stamp of certifying authority			輸出者 署名				

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

一般特恵関税制度の原産地証明書の発給機関は、関税暫定措置法施行令27条第4項において、以下の通り規定されている。

我が国に事前通知がなされた税関以外の発給機関、税関長が適當と認める機関については、税関ホームページで公表されている。

発給機関(関税暫定措置法施行令第27条第4項)

税関

税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適當と認めるもの

発給機関 税関ホームページ掲載場所

http://www.customs.go.jp/roo/procedure/gsp_hakkyuu.pdf

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

③発給日の確認

address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in <u>BANGLADESH</u> (country) See Notes overleaf	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN			
3. Means of transport and route(as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use	
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	7. Number and kind of packages: description of goods EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS	8. Origin criterion (See Notes overleaf) "W" 62.03
		9. Gross weight or other quantity 16,000 kg	10. Number and date of invoices 95125Y MAY 14, 2018
<p>・原産地証明書の有効期間は、 発給日から1年間 (関税暫定措置法施行令第29条)</p> <p>・輸出の際に発給(輸出後 10日程度の遅れは「輸出 の際」に発給されたもの と取扱う。) (関税暫定措置法基本通達8 の2-5(2))</p>			
11. Certifying authority It is certified, on the basis of control carried out, that the information contained in this declaration by Exporter is correct.		12. Declaration The undersigned declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in <u>BANGLADESH</u> (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to <u>JAPAN</u> (importing country) CHITTAGONG, JUNE 14, 2018	
CHITTAGONG, JUNE 14, 2018		Place and date signature and stamp of certifying authority 署名	
		Place and date signature of authorized signatory 輸出者 署名	

- 発給の時期：輸出の際

(関税暫定措置法施行令第27条第4項、関税暫定措置法基本通達8の2-5)

ただし、輸出後10日程度のうちに発給された場合は、輸出の際に発給されたものとして取り扱う。

- 有効期間：発給の日から1年間

(関税暫定措置法施行令第29条)

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には延長が可能

- 事後発給（貨物船積後の原産地証明書発給）

(関税暫定措置法施行令第27条第4項、関税暫定措置法基本通達8の2-5)

次の場合は可能：

- 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかった場合
- 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合等

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点



address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in <u>BANGLADESH</u> (country) See Notes overleaf				
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN						
3. Means of transport and route(as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use				
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages: description of goods	8. Origin criterion (See Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices	
1. CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS	"W" 62.03	15,000 kg 16,000 kg	95125Y MAY 14, 2018		
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.		12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above statements are correct; that all the goods produced in <u>BANGLADESH</u> (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to <u>JAPAN</u> (importing country)				
CHITTAGONG, JUNE 14,2018		CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature and stamp of certifying authority				
		Place and date signature of authorized signatory				

**修正・追記箇所毎に、
発給機関の修正印等
が必要**
 (関税暫定措置法基本通達8の2-6(1)二)

印影
署名
輸出者
署名

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

再発給等

自国関与又はアセアン3カ国累積を適用する場合は、

以下の証明書を添付し、証明書番号を第4欄に記載する。

- ・自国関与：「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書」
- ・アセアン3カ国累積：「累積加工・製造証明書」

(関税暫定措置法施行令第30条、関税暫定措置法基本通達8の2-12、13)

GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES
CERTIFICATE OF ORIGIN
(Combined declaration and CERTIFICATE)
FORM A

Issued in BANGLADESH
(country)

For official use

CERTIFICATE OF MATERIALS
IMPORTED FROM JAPAN
NO.0000000

"DUPLICATE"

s: description of ITEMS OF	8. Origin criterion (See Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity
	"W" 62.03	16,000 kg 9512 MAY

紛失等の理由により再発給された場合、再発給である旨("DUPLICATE"又は"DUPLICATA")の記載が必要

(関税暫定措置法基本通達8の2-6(1)ホ)

紛失等の理由により再発給された場合、発給年月日は当初の原産地証明書の発給年月日

(関税暫定措置法基本通達8の2-6(1)ホ)

11. Certification
It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.

印影

12. Declaration

The undersigned declare

and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to

JAPAN

(importing country)

CHITTAGONG, MAY 16, 2018

Place and date signature and stamp of certifying authority

署名

輸出者
署名

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

(2) 同一性に係る項目の確認
(申告貨物と記載貨物は同一か)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in BANGLADESH (country) See Notes overleaf				
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN						
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use				
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages: description of goods		8. Origin criterion (See Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices
1.	CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS		"W" 62.03	16,000 kg	95125Y MAY 14, 2018
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.			12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to			
 印影 署名			JAPAN ----- (CHITTAGONG, JUNE 14, 2018)			
Place and date signature of authorized signatory 輸出者 署名						

これらの情報が、
輸入申告の際
に税関に提出さ
れるインボイス
等と一致するこ
とを確認。

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

① インボイスの番号・日付の確認

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A			
2. Goods consigned to (Importer's business name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		Issued in BANGLADESH (country)			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use See Notes overleaf			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages: description of goods	8. Origin criterion (See Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices
1.	CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS	"W" 62.03	16,000 kg	95125Y MAY 14, 2018
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.			12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods produced in BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to JAPAN (Importing country)		
 印影			署名 CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature of authorized signatory		

(特恵受益国で発給された)インボイス番号・日付を記載

原産地証明書のインボイスの日付・記号が、輸入申告の際に税関に提出されているインボイス等と一致することを確認。

輸出者
署名

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

② 数量の確認

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJAKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH			Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in BANGLADESH (country) See Notes overleaf		
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN					
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU			4. For official use		
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages: description of goods			8. Origin criterion (See Notes overleaf)
1.	CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS			"W" 62.03
					9. Gross weight or other quantity
					16,000 kg
					10. Number and date of invoices
					95125Y MAY 14, 2018
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.			12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in BANGLADESH (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to		
印影			JAPAN (importing country) CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 Place and date signature of authorized signatory		
署名			輸出者 署名		
CHITTAGONG, JUNE 14, 2018					

原産地証明書に
より原産性が証明
された貨物の数量
について確認。



原産地証明書に記載
された数量と輸入貨物
の数量が異なる場合
は、取引関係書類にて
輸入貨物と同一性の
確認が出来る場合、若
しくは輸入者が資料に
基づいて原産品である
ことを明らかにできる
場合は有効。

(但し、複数箇所に不備が
ある場合には、原産地調査
官に相談。)

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

(3) 原産性に係る項目の確認
(どのような原産品であると証明されているか)

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH		Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in BANGLADESH (country) See Notes overleaf			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN					
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages: description of goods	8. Origin criterion (See Notes overleaf) "W" 62.03	9. Gross weight or other quantity 16,000 kg	10. Number and date of invoices 95125Y MAY 14, 2018
1.	CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS			
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct.			12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares and statements are correct: that produced in BANGL and that they comply with the origin for those goods in the Generalised for goods exported to JAPAN (Importing country)		
 印影			原産地基準欄に記載される原産品を表す記号は、 “P”(完全生産品)又は “W”(実質的変更基準を満たす产品)を記載		
CHITTAGONG, MAY 16, 2018 <small>Place and date signature of authorized signatory</small>			 署名 朝山有		

CHITTAGONG, MAY 16, 2018

署名

第4章 手続的要件 3. 原産地証明書の記載事項と留意点

「記載税番」と「適用税番」は同一か

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 RAJEKUMAR, CHITTAGONG, BANGLADESH	Reference No 00000000 GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN	Issued in BANGLADESH (country) See Notes overleaf			
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHITTAGONG TO TOKYO JAPAN BY SEA VESSEL : ZEIKANMARU	4. For official use			
5. Item number 1. CARTON NO: MADE IN BANGLADESH	6. Marks and numbers of packages 7. Number and kind of packages: description of goods EIGHT HUNDRED (800) CTNS OF MEN'S PANTS	8. Origin criterion (See Notes overleaf) “W” 62.03	9. Gross weight or other quantity 16,000 kg	10. Number and date of invoices 95125Y MAY 14, 2018

HSコードは、4桁が記入されていなければならない(原産地基準が“W”的場合のみ)

具体的な有効性の判断については業務部原産地調査官部門へご相談ください。

「記載税番」と「適用税番」が相違する場合



輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合等は有効。

(「一般特惠関税マニュアル」問89、90又は「不備のある一般特恵(GSP)原産地証明書等の取扱い」をご参照ください。)

印影

署名

CHITTAGONG, JUNE 14, 2018

and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to

JAPAN

(importing country)

CHITTAGONG, JUNE 14, 2018

Place and date signature of authorized signatory

輸出者
署名

第4章 手続的要件 4. 不備のある原産地証明書等の取扱いについて

[不備のある原産地証明書等の取扱いについて]

特恵税率を適用できるのは、特恵受益国等を原産地とする物品(特恵受益国原産品)のみ。特恵受益国原産品であることを確認するため、輸入申告時に税関に対して原産地証明書等の提出を行うことが必要になる。

原産地証明書等は記載漏れなどの不備がないことが前提だが、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えない不備は、税関では「軽微な誤り」として、受け付けることしている。

<概要>

不備のある原産地証明書等の取扱い

明らかなタイプミスは有効

真正性に関する項目の不備

(例)発給番号、発給機関の印影

「軽微な誤り」ではないため

無効

一部例外あり

同一性に関する項目の不備

(例)仕入書番号、輸出入者、数量

「軽微な誤り」であり

有効

他の書類で確認できる場合に限る
(複数箇所に不備がある場合は要相談)

原産性に関する項目の不備

(例)特恵符号、HS番号、品名

「軽微な誤り」ではないため

原則無効

輸入者が原産品であることを明らかにした場合、有効

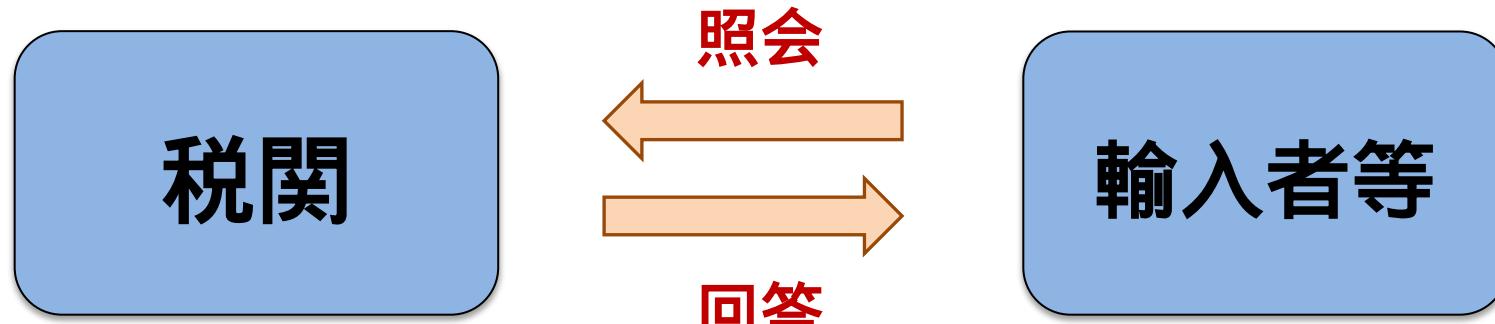
文書による原産地の事前教示を得ている場合、原産品であることを明らかにしたと取扱う。

→詳細については、原産地規則ポータル(税関ホームページ)をご参照ください。

<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm#fubi>

第4章 手続的要件 5. 事前教示制度

原産地に係る事前教示制度とは、貨物の輸入を考えている方やその他の関係者が、税關に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度。



- 輸入予定貨物の原産地の扱い、特惠関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなる。
- また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになる。
- 税關が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重される(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、安定的な取り扱いが確保される。

口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないので注意する。

第4章 手続的要件 5. 事前教示制度

事前教示制度の根拠法令は、関税法に規定されている。

文書による事前教示は、30日以内の極力早期に税關より回答される。

事前教示制度の根拠法令

関税法第7条第3項

税關は…申告について必要な輸入貨物に係る…所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、**その適切な教示に努めるものとする。**

原産地を含む

文書による事前教示の回答の手続

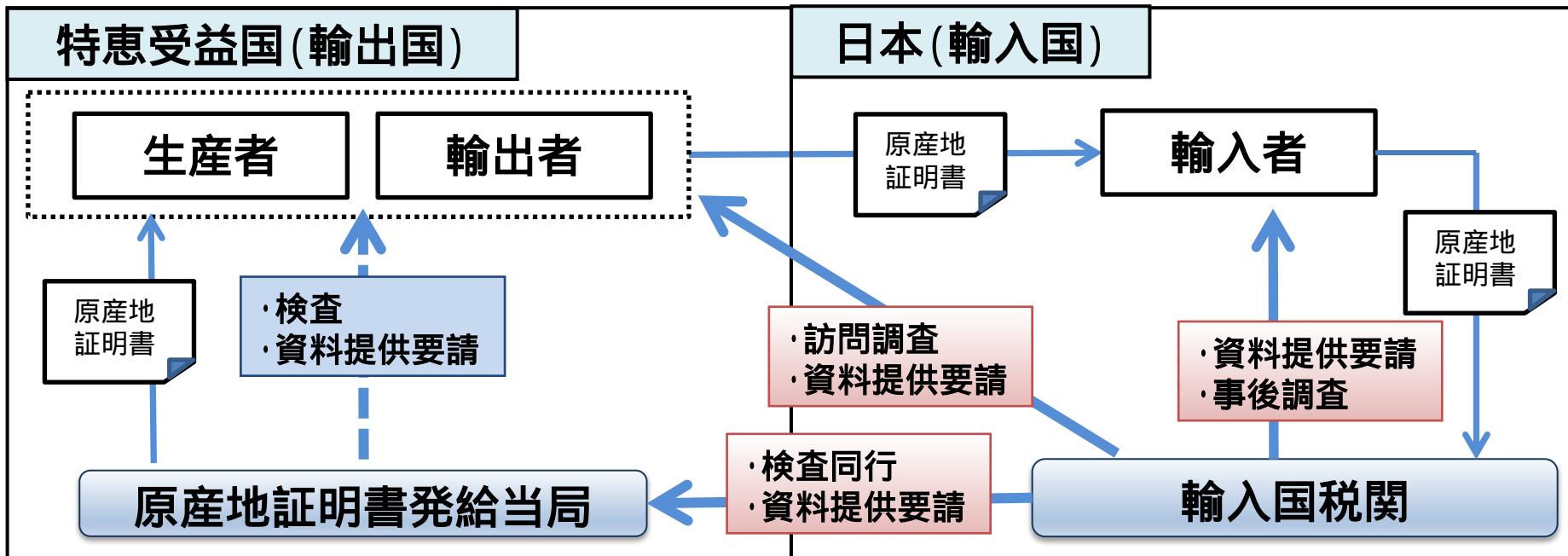
関税法基本通達7-18

- ・照会者 : 輸入者又は輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握している関係者、代理人
- ・対象貨物 : 架空の貨物、申告中の貨物、紛争に係る貨物以外のもの
- ・回答期限 : 30日以内の極力早期
- ・公開 : 原則公開、ただし最大180日の範囲で非公開期間を設定することが可能。

第4章 手続的要件 6. 事後確認

「事後確認」とは、特恵税率にて輸入申告された貨物について、関税関係法令に基づき、輸入通關後にその貨物が特恵受益国原産品であるか否かについて確認を行うことをいう。

事後確認は、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特恵税率の便益の適正な確保を目的としている。
(関税暫定措置法第8条の4)



事後確認の方法

1. 輸入者に対し、書面での情報提供要請を実施又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)を実施。
2. また、上記の方法により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税關から(原産地証明書発給当局を通して)輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがある。
3. 以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特恵税率の適用が否認される。

輸入者の皆様へ

一般特惠関税に基づく輸入貨物 に対する

「事後確認の実施」

に、ご協力ください。

税関においては、輸入者の皆様から一般特惠関税制度に基づき特惠税率にて輸入申告された貨物について、関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物の原産性に係る確認を実施しております。

1. 実施方法

輸入者に対する事後確認は、以下の方法により実施されます。

書面での情報提供要請

輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査（事後調査）

上記 又は の際に、輸入者から税関に対し、輸入された貨物が一般特惠関税制度に基づく原産品であるとの確認に必要な資料をご提出いただきます。

また、ご提出いただいた資料により原産品であることが確認できない場合には、税関からその貨物の輸出国に対し、当該貨物の原産性に係る情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。

2. 実施の結果

事後確認の結果、輸入申告された貨物について一般特惠関税制度に基づく原産品であることが確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。

事後確認の実施及びその結果については、書面によりお知らせします。皆様のご理解とご協力を願います。